

議事日程（第2号）

平成23年12月12日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番 高橋道也君、6番 菅野清一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第2，これより一般質問を行います。

○14番（遠藤宗弘君） 議長、14番、動議。

○議長（新関善三君） はい。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、会議規則第16条に基づいて動議を提出したいと思っております。

目的は、議会、新関議長が、これから発足してきているわけですが、議会が規律を守って規則正しい議会運営を進めていくために、これは避けて通れない問題だろうということで、議長、副議長、事務局長の弁明を求めたいということで動議を提出いたします。

○議長（新関善三君） 今、動議が発せられました。賛同者ございますか。

（賛同者あり）

○議長（新関善三君） 動議が成立いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで休議をいたします。 （午前10時02分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午前10時03分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） それでは、動議の内容をお尋ねいたします。

14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、川俣町議会が規則や規律を守って、町民の負託に正しく応えていくためにも、議会運営の要である議長、副議長、事務局長の弁明を求めらるるものであります。

22年12月、定例会に議会改革等に関する調査特別委員会の報告が議会に報告され、全会一致で承認されているわけでありまして。しかも、この委員会は11回にも及ぶ調査活動をして、その中には特別委員として齋藤副議長も委員の1人として入っています。委員会でも全会一致で決まったものであります。参考までに議会の決議というのはどういうものかということについては、これは事務局長が経費削減のために配付を渋っていた議員必携、これは全国町村会が発行している、いわゆる議会の基本とも言うべきものですが、こういうものが経費で削減されるというのは、

大変私は怒りを感じているわけですが、まあ、私が言うのではありません。議会の権限、議会の決議というのは、決議は問題に対する議員個々の賛成、反対の意思表示、すなわち表決の集約である。そこで、表決が満場一致であれば何ら問題はないが、議員の意思が賛否に分かれている場合は、表決を計上したうえで多数決の原理に従って通常の案件では過半数、特別の案件にあたっては、特別多数の賛成の意思表示があれば議会の意思と定めるものである。このようにして決定した議会の意思、議決は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成委員である以上、議決の宣告があつたときから成立した議決に従わなければならないことは当然であるということが、いわゆる議会の権限、議会の議決の効果という欄に、これは明確に表示されているわけであります。こういう立場に立った場合、23年の6月議会での議員報酬削減の提案は、議会改革等に関する調査特別委員会の報告をなし崩し的に否定する内容になるわけではないでしょうか。これを進めた副議長、議長は、どのような姿勢で議会を進めようとするれば、今後の議会の議決にどのように責任を持つ考えなのか。また、9月議会中に、新関議長は、傍聴席の傍聴者にあめ玉を配布していますが、川俣町議会傍聴規則第7条(5)には、飲食又は喫煙をしないことと記されています。新関議長は、傍聴規則を改正しようとする考えなのかどうかも伺っておきたいと思ひます。また、議会事務局長は、ただいま私が読み上げました議会議員必携を全議員が予算に計上して、全議員に配付するというを決めていたにもかかわらず、全議員に配付することになっていたものを新しく入った議員にだけ配り、そのことを指摘されると、これは経費削減だということに答えています。議会の決定を事務局長一存で経費削減だということに削減することはできるのかどうか。これらの問題について、議長から何らかの意思表示や弁明がなされるのかと思ひて私は今まで黙って聞いていましたが、何らこれらの行為についての弁明はないまま議会が進められようとしているわけであります。これでは、規則に基づいて町民の負託に応えた議会を正しく運営することにはならないのではないかということで、やむにやまれずこの場に及んで議長、副議長、事務局長のこれらの今後の規則上維持や議会の運営について、どのように考えているかについての弁明を求める動議を提出した次第であります。ご賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（新関善三君）　ただいま動議の説明が出されました。動議を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに採決いたします。この採決は起立によって行います。

この動議を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願ひます。

（起立多数）

○議長（新関善三君）　起立多数です。

したがって、この動議を本日の日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更

し、直ちに議題とすることに可決されました。

さっそく、議会運営委員会を開催していただきたいと思います

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営で議論する内容でないので、私は開く必要がないというふうに考えておりますので、そのようなお取り計らいを。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） それでは暫時休議いたします。（午前10時11分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。（午前10時23分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ただいまの動議につきまして、弁明をすることにつきましては、弁明をさせます。

報酬削減等についての特別委員会の決議に対します弁明は、副議長から弁明をいたします。15番。

○副議長（齋藤博美君） おはようございます。15番 齋藤博美です。

昨年の特別委員会、私もメンバーに入っていたのですが、その中で報酬の件も議論になりました。その協議の中でいろいろ議論したんですが、最終的には報酬の話もありまして、そのままというんですか、削減はないということで、特別委員会はそのような結果になって報告されたわけです。私はそれは理解しています。ただ、今年になってのこの3・11ですか、この大震災、千年に一度の未曾有の大地震でありました。もうだれも経験したことのない、もう本当にとんでもない事故が起きたわけでございます。そこで私は、議員として何ができるのかと。私は、ずうっと考えてまいりました。そして、結果は、やはり議員としていくらかでも報酬を削減して、そのお金は対して額ではありませんが、これは削減していくらかでも町のため、避難してきた方のためにいくらかでも使ってほしいということで、報酬削減に賛成したわけです。以上であります。

○議長（新関善三君） 続きまして、あめ玉の件につきましては、議長のほうから答弁いたします。

議長答弁になりますので、副議長の登壇により交替をして議長が答弁いたします。交替。（議長交替）

○副議長（齋藤博美君） 議長を交替させていただきます。

16番 新関善三議員発言を求めます。16番 新関議員。

○16番（新関善三君） 16番 新関善三です。ただいま動議側から、昨年の議会で傍聴者に私があめ玉を配ったのは、これは厳粛なるこの議会の中にあつて、あるまじき行為でないというようなただいま指摘を受けたわけでございますけれども、たまたまポケットにカンロ飴が入っておりまして、せっかく傍聴に来ていただいた皆様方に、それによっていくらかでも傍聴の時間を熱心に聞いていただくために配布したものでございまして、別にそれによって私の主張、心情がどうこうというふうな関係で配ったのではございませんので、ご了承、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（齋藤博美君） 議長を交替します。（議長交替）

○議長（新関善三君） それでは、議長の席に戻りました。

それでは、もう1点の動議が出されてございます。議員必携の配付の件につきまして、事務局長、答弁。

○議会事務局長（佐藤光正君） 予算の執行にあたりましては、予算書に記載されたとおり執行することが当然でございます。したがって、議員必携につきましては、全議員に配付いたすことといたします。

○議長（新関善三君） 以上、動議に出されております内容につきましては、以上で終了しても差し支えございませんか。

14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、動議を提出したのには、それなりの理由があるんですよ。いわゆる特別委員会で賛成し、議会で賛成し、地震が来たから態度が変わると。議会の決定というのは、そういうもんなんですか。これは重大な問題なんですよ。例えば税制やなんか決めて、これ地震来たから守らないでいいと、そんなことにいかないでしょう。少なくとも特別委員会できちんと反対意見やなんか述べていた人が、その延長線上として反対の態度を取るというなら、これは分かりますよ。すべてに賛成していて、地震が来たから急に変わったんだと、そんな内容で議会の決定が覆されるようなことがあったのでは大変なことになるので、根本問題として私が言っているんじゃないんですよ。全国議長会の、だから私は言っていないんですよ。全国議長会が発行している議員必携の43ページ、皆さん既に頭に入っているので持ってきていないとは思いますが、私はあえてこれを読み上げたんですよ。こういう方向で議会がやられなければ、何を決めても覆されるということになったのでは、議会の権威も何もなくなっちゃうから、それをやっているんですよ。

あと新関議員があめ玉の問題と軽く言っているんですが、私は、あめ玉を配る配らないの問題でなくて、規則を守るのかどうなのかという立場でやっているんですよ。川俣町議会傍聴規則というのがあるでしょう。これは当然、議長さんが全部頭に入っているんだと思うんですが、あえて読み上げますと、第7条、傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨として次の事項を守らなければならないということの(5)、飲食又は喫煙はしないということで規則が決まっているんですね。傍聴人が、この規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わなければならないときは退場させることができるという規則ですよ。規則は、傍聴人の気分を和らげるとか、ポケットに飴が入っていたからとかと、そんな理由で規則が変えられるのかどうなのか。規則上の問題。ましてや今のここの傍聴人の心得というのはこれは議長が貼っているんですよ。議場の維持管理は、議長の責任ですから。議長が、傍聴人の心得として、ここに貼ってありますよね。自分が貼っておいて、飲食又は喫煙しないこととちゃんと書いてあるでしょう。これ自分が貼ったものを反故にする。ポケットに入っていたら配っても良いという、こういうことになっちゃうんですよ。だから、規則やなんかをきちんと守るのかどうなのかという質して私は、あ

えて議会にまで動議を出しているんですよ。それに対する答弁が、せっかく傍聴に来てくれた人だから、ポケットにあめ玉があったから配るということだったら、規則やなんかは、いつだれが反故にしても良いということになっちゃうんですね。これではねどうにもならないと思うんですよ。議会事務局長が、会議録は配付することとしますということだけでも、経費削減のために配付を止めたんですという、この根本的な考え方、議会全員が予算を決めたとしても、局長が経費削減だと判断すれば、配付を一部の人だけにとどめることができるという、こういうことになっちゃうんですよ。だから、議会の決定やなんかを正しく守っていただかなければ、今後の運営にも大きな重大な支障を来すから、私はあえてこれを取り上げたんです。何の答弁にもなっていないでしょう、3人とも。

(「議事進行」という声あり)

○議長(新関善三君) はい、黒沢敏雄君。

○9番(黒沢敏雄君) これは改選前の問題であります。議長、副議長を除いては、改選前のことであります。なぜその当時の議長が注意をしなかったのか。それが私は今一番問題だというふうに思います。今、ここで改選されて、新しくこの場にきた議員でありますから、それを新たに課題にするのではなく、こういうふうなことを出すとするならば、前任者にそれは責任があると考えます。ですから、そういう点において、個々の部分をどうのこうの言うのではなく、やはり自分として新たな気持ちで認識して、そして、議員として恥じない行為を私はしたい。ですから、皆さん方もそういったことで、新しい気持ちの中で、私は議会を進めていくべきだというふうに考えるので、この動議はいかがなものかと思えます。

○議長(新関善三君) ただいま黒沢敏雄君より議事進行が発せられました。

(「議事進行」という声あり)

○議長(新関善三君) 10番 佐藤喜三郎君。

○10番(佐藤喜三郎君) ただいま黒沢議員から前任議長の問題だというふうな話が出ましたが、私は議長席で分からないことは注意できないんです。分かったんだったら注意しますが、後ろの議員の皆さんは分かっている、私の議長席には、それが届かなかったんで、それは注意しようもないでしょう。そういうことです。分かれば注意します。

○議長(新関善三君) 前任者の協議がまだ継続されてございますので、それを終わり次第、次の議事進行に。

それでは、前議長の答弁前に黒沢敏雄君の議事進行が発せられました。賛同者。

◇ ◇ ◇

○議長(新関善三君) ここで休議をさせていただきます。(午前10時38分)

◇ ◇ ◇

○議長(新関善三君) 再開いたします。(午前10時45分)

◇ ◇ ◇

○議長(新関善三君) それでは、引き続きまして、休議の結果、弁明をいたすところ

はいたし、そして、会議規則にのっとり議会運営にまい進する覚悟でございます。再度新たに3名の方の弁明を議場において行います。

まず、はじめに、15番議員、副議長であります齋藤博美君の再弁明を行わせませう。

15番 齋藤博美君。

○15番（齋藤博美君） 私は、報酬カットに賛成したことに対しては、申し訳なく思います。今後は会議規則を遵守してまいりますので、ご理解のほうよろしく願います。

○議長（新関善三君） それでは、ここで議長を交替いたします。（議長、交替）

○副議長（齋藤博美君） 議長を交替しました。

それでは、16番 新関善三君の登壇を求めます。16番。

○16番（新関善三君） 先ほど弁明したように、非常に不適切な弁明に終わったわけでございますので、今後の議会運営に際し、注意を払いまして、皆様方のご指摘のない、そして議会運営、あるいは議員としての任務を全うしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（齋藤博美君） それでは、議長を交替します。（議長、交替）

○議長（新関善三君） 議長席から直ちに局長の弁明を求めます。局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議員必携の配付の件につきまして、誤解を招きましたこととお詫び申し上げます。予算の執行につきましては、今後、適正に執行いたします。

○議長（新関善三君） 以上で動議に対します弁明、謝罪、是正等につきましては、終了させていただきます。

14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、会議規則や事務局長の予算執行、これは当たり前だと思うから当たり前のことを守れない方たちだから、私はあえて動議として提案したんですよ。それについての例えば事務局長の一言、予算執行を適正にします。適正の問題じゃないでしょう。事務局長として、全議員が決めたものを自分の判断で経費削減だということで2人にきり配らない。これおかしいんじゃないのと指摘されれば、経費削減ですと。そういう権限、局長にあるんですかと私は聞いているんですよ。あえてもう一言言うならば、あなたは局長として、条例やなんかきちっと守ろうとするならば、これは記章ですよ。記章については再任された人に配付しないと決まっているでしょ。それもそういうことについて規則にのっとり経費削減をしようとする姿勢がないから、こういうことが起こってくるんですよ。そのことは理解しているでしょう、局長ですから。ルール違反は、当然そんなのは議会の事務条例なんかそんなのないわけですから。そういうことなんですよ。姿勢の問題として私は言っているんですよ。だから、議長の問題にしても、あめ玉を配ったことがどうのこうのということで、まあ現象としてはそれなんですけど、やはりちゃんとした会議規則にのっとり姿勢で臨まなければ、会議は何をやっているのか分からな

くなるということなんです。動議だろうが議事進行だろうが、それを取り違えて取り扱うようなことがあったのでは、これどうにもならないんですよ。まあ、初めて議長になったなどということは、これは言い訳にすぎないですね。もう4期目なんです。小学校に上がった子どもがもうとくに中学校、高校卒業する年代までやっているんです。普通の日本の教育は、全部終わっている人なんです。それぐらいの年月議会にいますから、いまさら条例や会議規則をよく理解しませんなんかいう、そんなことは私は今後も言っていたくないし、だから、理解できないなら理解できるまで議会を開かないとか、勉強するとか、そういう姿勢がきちっと保てなければ、会議というのはスムーズにいかないものだと私は思うので、冒頭に私はこういうことを申し上げた。そういうことで、本当にそういう姿勢にとられるのであればね、ちゃんと全議員に対して、ちゃんと文書なり何なりで弁明書をちゃんと出していただいて、それで確認していきたい。これ重要な問題ですから、私はあえてそのことを求めたいと思います。

○議長（新関善三君） ただいま14番 遠藤宗弘議員君から貴重なご意見を頂戴いたしました。我々議長として、それらを肝に銘じながら、あるいは議会事務局とも連絡協調を図りながら、以後、まい進をして行くつもりでございますので、ご理解と言いましてもご理解はできないでしょうけれども、今後の私どもの行動をよく、あるいは活動をご理解のうえ、議員皆様方のそれぞれのご協力をいただきながら、叱咤激励というふうを受け止めまして進行をさせていただきます。ご異議ございませんね。

はい、6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 先ほどやった弁明、副議長のすみませんでしたは要らないわけですから、会議規則を守ってやっていくのか、特別委員会の決議を守るのか、それだけを改めて説明願いたい。

○議長（新関善三君） ただいま6番 菅野清一君からの質問が出されてございます。これは休議するまでもなく、この場において返答をしてご理解をいただくように答弁をさせます。

15番 齋藤博美君。

○15番（齋藤博美君） 会議規則をしっかりと守ってまいります。以上であります。特別委員会の決まりを守ってまいります。

○議長（新関善三君） それでは、日程第2

はい、2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、同僚議員からの動議の話というのは、議長、副議長というのは、議会の運営を司るわけじゃないですか。その要職にある方々が、議会の議決とか会議規則とか、そういったものをきちっと守って今後、運営していくのかということを確認している動議だと思って、私は賛成をしたわけでありましたが、そうしますと先ほど2回ほど私もそれぞれお三方の面々お聞きをしましたけれども、議長においてはね議決守るという話を1回も答弁していないですよ。会議規則の

話だけしているわけであって、ましてや議長というのは議会の代表する、対外的に見れば代表する立場にあるわけですから、議会の議決事項をきっちりと代弁をして、対してですよ行動するというのは当然だと思うんですが、そのお話は全然ないということは、私はちょっと理解できないというのは1つですね。会議規則を守ったわけでは困るわけでありまして、議決というのは会議規則とは別の話ですから。これは議長なんですから、きっちりとやっぱり全議員に明確になさった方が、私としては理解できるんですが、あと議会事務局長はね、予算執行で誤解を招いたという話をしているんだけど、誤解ではないわけですよ。誤解というのは、実際は違うことをやったんだけど、間違っただけで解釈されているというのが誤解というふうなことですよね。実際間違っただけですよ。議員必携を配らなくちゃならないのを配らなかった。記章は配ることないのに配ったという、全く相反することをやっているわけじゃないですか。ですから、議長、副議長を補佐して議会事務局長が全議員の補佐をしながら、議会で決まったことを忠実に実行するというのは議会事務局長の仕事なわけでしょう。それが具体的に現れているのが予算ということで現れている話であって、予算も守れないということであれば、議会で決まった意思というのは、事務局長がきっちり事務執行するというにはならないと私は思うので、誤解ではないので、そこはしゃべればいいということではないんだから、きっちりとどこが間違っただけ、どこがどうしたのかね、やっぱり今後どういうふうな立場で臨むのかということは、適正な予算執行だけではだめなわけでしょう、言われていることは。予算執行というのは、そこに意思があるわけだから。その意思をきっちりと踏まえて、議会の意思というものを踏まえて、事務局長は職務に当たってもらわないと意味がないわけで、その話も全然ないので、その辺はもう1回私としてはきっちりとお聞きをしたいと思うんですが。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再度休議いたします。

（午前10時59分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前11時08分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 舌足らずの点、あるいは会議規則、あるいは規定に従って弁明しなかった事項につきまして、再度弁明をいたします。返答いたします。

それでは、15番議員 齋藤博美議員の登壇を求めます。

○15番（齋藤博美君） 15番 齋藤です。特別委員会の議決に従って私は行動をしまいたします。また、会議規則を遵守して、今後自分も行動してまいりますので、ご理解ください。

○議長（新関善三君） ここで議長を交替いたします。

15番 齋藤博美君。（議長、交替）

○副議長（齋藤博美君） 議長を交替しました。

16番 新関善三君の登壇を求めます。16番。

- 16番（新関善三君） 新関善三です。先ほどご指摘ありましたように、議長として議会で決議されたことの重要性、それらの尊重を皆様方からご指摘をいただきましたことを肝に銘じながら執行に当たりたい、そのように考えてございますので、ご理解をいただきたい。以上です。
- 副議長（齋藤博美君） 議長を交替します。（議長、交替）
- 議長（新関善三君） それでは、次に、局長の答弁を求めます。
- 議会事務局長（佐藤光正君） 先ほど2番 高橋議員からご指摘がありましたまず記章の件でございますが、記章は議員ご指摘のとおり、規則では新しく議員になられた議員に配付するというご指摘は、ごもっともでございます。そのとおりでございます。しかし、予算が全議員分予算が通っておったものですから、皆さんに新しい記章をお配りしたのは事実でございます。予算は予算どおりでございますが、規則を守ることがなかったことについては、謝罪申し上げたいと思います。また、議員必携につきましても、議員全員分の予算が確保されておるところではございますが、要らないという議員がいらっしゃったために、皆さんに配らなかつたということにつきましても、先程来申し上げたとおりでございますが、いろいろとご迷惑をかけたことにつきましては、お詫び申し上げます。今後、このようなことのないよう適正に執行してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。
- 議長（新関善三君） それでは、日程第2
2番 高橋道弘君。
- 2番（高橋道弘君） 議長、副議長の弁明は分かりましたけど、局長言っているのは私はおかしいと思うんですよ。規則どおり予算を適正に執行しますということであればですよ、議員に配ったそれじゃ記章はどうやって支出するんですか。規則では、新人議員にしか配らないと決まっているわけでしょ。損失、損傷した場合の再交付については、自費でもって行くとちゃんと書かれているでしょ、ちゃんと。だから、そういうことを例えば規則を変えてからやるとかね、そういうことをやるのが、きちっと規則を守って運用するものの職員としての立場だと私は思うんですよ。規則を変えないで、運用でそれをやっていきますという、そういうことだから全部おかしくなっていくわけじゃないですか。適正に執行しますって、ほんじゃ規則に書かれていないがなどうやって支出負担行為を企画財政課長認めるんですか。それが通るんだとすれば、川俣町には条例も規則も要らないということになりますよ。ですから、そういうことを本当は言いたくないけど、だから、それは規則に合うようにちゃんと直してから執行するとかね、その前段の作業を全部しないで、なんでもかんでも慣例だとか、いやこの方が経費削減になつてとかと勝手に一個人たるものが解釈をして運用しているから、いろいろ問題が出るわけじゃないですか。だから、そのところは規則を改正するのどうなの、どうなんですか。
- 議長（新関善三君） 局長、答弁。

○議会事務局長（佐藤光正君） 2番 高橋議員のただいまのご指摘のとおりであると思いますので、今後の対応につきましては、議長並びに議員各位と相談をして対応につきましては検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） それでは、日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。

9番議員 黒沢敏雄君の登壇を求めます。黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 9番 黒沢敏雄であります。改選されて最初の質問と言うことで、大変緊張しておりますところであります。私は、私、あるいは私の後援会に寄せられましたお話の中から、身近な問題を2点ほどお聞きをしたいというふうに思うわけであります。

春の原発の後遺症が続いています。今回、県の米の安全宣言があつてから、ある農家が自主的に測ってもらった結果が、大きな数値のセシウムが検出され、県内28市町村が検査対象になったところであります。安易な安全宣言が、かえって風評被害を長引かされる残念なこととなりました。町でも消費者はもちろん、生産者も安心して食することができるようにしなければならないというふうに思っております。我々の要望でありました放射能簡易分析装置の要望がやっと実現するのかなと思っております。そこで、次のことを伺うものであります。

最初に、放射性物質の調査についてであります。まず、1つとして、町のベクレルモニター、放射能簡易分析装置であります。いつからどのような順序で進めるのか。2つ目、住民にはどのような指導をするのか。

2番目には、除染の推進についてであります。1つ目は、町内の汚染状況。2つ目は、除染に対する技術的な支援。3つ目は、今後の町の除染計画。この大きく2点について、私の質問とするところであります。以上であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 改めておはようございます。本日から一般質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

9番 黒沢敏雄議員のご質問に答弁いたします。

はじめに、第1点目、放射性物質の調査についての(1)、町のベクレルモニターはいつから設置するのか。また、どの様な順序で進めるのかについてのご質問でございます。まず、8月9日から11月30日までの間、広野町所有のシンチレーション検出器を借用し、いわき市にあります国立福島工業高等専門学校において、町内各地区の自治会長並びに行政区長の皆様に取りまとめをお願いし、実施して検査をやってまいりました。180品目の自家用野菜放射性物質の検査の結果でございますが、各地区の検査状況としまして、小網木地区20品目、飯坂地区20品目、

小島地区15品目、大綱木地区16品目、福沢地区20品目、小神地区10品目、鶴沢地区19品目、福田地区17品目、川俣南地区20品目、本町地区16品目、宮赤・中丁地区5品目、鉄砲町・日和田地区とすみよし地区各1品目ずつでありました。この中で、食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値で野菜類の500ベクレル・パー・キログラムを超えたものは、原木路地しいたけ2品目、ゆず1品目の3品目でした。このように、これまでは放射性物質測定器を借用しておりましたが、この度町で2台購入し、また、消費者庁から貸与されました1台の計3台の測定器を所有することとなりましたので、この測定器を川俣町体育館内に設置し、去る12月6日に川俣町放射性物質検査センターとしてオープンさせ、検査を開始したところであります。

次に、どのような順序で進めるのかについてのご質問でございますが、現在、23年産の米につきまして、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました福島市大波地区を発端とし、伊達市旧小国村、旧月舘町、旧福島市、二本松市旧渋川村など、相次いで本年産米の出荷停止の指示がなされたところでございます。こうした現状を踏まえ、安全性確保の観点から、町としては、米作付け農家786戸の出荷用の自家保有米と自家消費米を最優先にしまして、県の検査基準に基づき、検査を実施することといたしました。そのため、放射性物質検査センターでの検査につきましては、まずは米の検査を夜間、土日を含めて集中的に実施し、来週末には終了させる予定であります。なお、昨日までの米の検査状況であります。192件を検査いたしました。暫定規制値を超えるものはありませんでした。米の検査終了後は、井戸水、引き水等の飲料水の検査、そして、8月より継続して実施してきました農産物等の検査へ移行したいと考えております。

次に、(2)の町民にはどのような指導をするのかについてのご質問でございますが、町といたしましては検査結果について、書面により報告するとともに、県による出荷停止、摂取制限の指示を受けている品目について周知し、食品等の安全、安心の確保に向けて、助言してまいりたいと考えております。また、食品衛生法の暫定規制値に近い値が出た品目については、県等に再検査を依頼し、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の除染の推進についての町内の汚染状況はについてのご質問でございますが、本町における放射能の汚染状況ですが、本年7月に、山木屋地区を除く町内の181か所で実施いたしました空間線量測定結果等を見ますと、町における放射線量は山木屋地区以外の地域において、最高2.19～最低0.33マイクロシーベルト・パー・アワーとなっており、多くの地域の線量につきましては1.0マイクロシーベルト・パー・アワー以下の状況となっております。なお、1.0マイクロシーベルトを超える箇所が一部ありますのは、小神地区、福沢地区、小島地区、小綱木地区及び大綱木地区となっております。文部科学省におきましても、本町の放射線量について、8月28日に航空機モニタリングにより測定しておりますが、その結果も同様の状況となっております。

次に、(2)の除染に対する技術的な支援はについてのご質問でございますが、町の除染を進めるうえで、国、県をはじめ、各種団体から技術的な支援を受けながら進めてまいりたいと考えております。具体的には、山木屋坂下地区の除染モデル事業を実践している環境省福島除染推進チームや日本原子力研究開発機構から具体的かつ効果的な除染の手法などについて支援していただき、また、11月に県の組織に設置された除染対策課や関係出先機関からは、専門家や職員の派遣をお願いしていきたいと考えております。また、町のアドバイザーとなっている近畿大学をはじめ、文部科学省から委託を受け、町内各地域で様々な研究している筑波大学、千葉大学等の各大学の研究機関、その他建築、土木、造園、清掃等事業者など、民間業者からは除染の実証実験の結果に基づく実践的な除染方法を伝授してもらうなど、様々な支援を受けながら、効果的な除染事業につながるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、(3)、今後の町の除染計画はいつ出すのかについてのご質問でございますが、現在、川俣町除染計画を策定しているところでございます。この計画は、平成23年8月30日に公布、平成24年1月1日に全面施行される平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、いわゆる放射性物質汚染対処特措法に基づき、策定する市町村の計画として位置づけるものであります。今後は、この特措法に基づき、山木屋地区は除染特別地域に、山木屋地区を除く町内全域は、追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上の地域として除染状況重点調査地域に、それぞれ指定を受けることにより、山木屋地区は国が直接除染を実施し、山木屋地区以外の地区は、町が主体となって除染を実施することになるものであります。なお、除染計画につきましては、本年中を目途に策定いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） ありがとうございます。我々には1月にならなければ入らないというような機材でありましたが、入ってからいつ入るか、あるいはいつ使用開始かというようなことがだいぶ遅れたというふうに思うんですが、その辺は議会に対する説明が遅れたということに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（新関善三君） 答弁。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しのとおりでありまして、状況的には1月に入るというようなことで、前もって業者さんの方からもご連絡をいただいたところでもありますけれども、今般、いろんな状況が変わりまして、早めに納品ができたということで、大変町としてはうれしく思っておるところでありますけれども、大変皆さんがいろんな面で苦労されている放射性物質のいろんな検査体制、これは早急に町としてもするというところでやってきたところでありまして、今回このような形で今のような状況にな

ったということでは、大変町として早めに機械等も配備をして、皆さんのご要望にこたえて検査実施をするということが、やはり必要だったとっております。今後です、いろんな検査体制をまず確認をしまして、皆さんのご要望にこたえられることができるようにしてまいりたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 消費者は、もちろん生産者も同じであります、目の前でベクレルというものを測っていただくというふうなことで、この目の前での数値、これが住民の期待しているところだというふうには私は思うわけです。したがって、米の検査、その他終わった時点については、野菜やその他の件について、目の前で消費者、あるいは生産者に数値が見えるような形での検査というものをすべきではないかというふうには思うわけですが、その辺はいかがお考えがお伺いさせていただきます。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しのとおりでありまして、やはり安心、安全から考えますと、いわゆる放射線の数値等々をやはり目に見えるような形で、今後、検査体制も取りながら安心、安全ができるような形の体制に取り組んでまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） この件につきましては順次進めていくということであり、米については一切出ていないというふうなお話でございますので、今までの部分については安心できるのかなというふうには思うわけですが、町民の皆さんが安心して生活できる環境というものは、町ではどのように考えているのかお知らせいただきたい。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

生活が安心してできるようなということでございますが、先ほど町長が答弁申し上げましたが、これから除染計画をしっかりと立てまして、生活が安心、安全にできるような形でやってまいりたいと思います。また、野菜等々の食品のもの、又は自分の住んでいる宅地並びに田、畑についても、除染計画の中でしっかりと立てまして、実行をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） ですから、これからと言わず、環境はどういうふうには設定しているのかというものを聞きしているところでありまして、やろうとすること自体は分かりませんが、その環境をどのように考えているのかということをも、一番先にお伺いしたいというふうなところでもあります。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

環境のことでございますが、除染計画におきましては、年間1ミリマイクロシーベルトの中で目標として定めてまいりたいと考えておりまして、今の状況を見ますと、町長の方で答弁申し上げましたが、全体の放射線量等の部分につきましても、2.19～0.33というようなことでお話がありましたけれども、そういう状況も含まれて環境の設定については、年間の放射線量については1ミリマイクロシーベルトの部分を目指すということでやってまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

すみません。目標といたしましては、年間の1ミリシーベルトということで、目標設定をしてまいりたいと考えております。大変失礼しました。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 今、町で本来であればやるべきことであったわけですが、今、自治会というふうなことで除染の進め方をしておるわけでありましたが、町民が協力してできる除染は、それ以外にはもうないんじゃないかというふうに思うわけです。結局個人の屋根の上に上がって除染したりなんかということは、今後、考えられることでありますが、専門業者というか、そういうものに委ねる気はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今後の除染でありますけれども、議員お質しのとおり、やはり屋根の上等につきましては大変危険が伴うというようなことももちろんあるわけでありますけれども、先ほど町長の方で答弁申し上げましたが、山木屋地区については国の方で実施をする。あと山木屋以外については、自治会で実施をするというふうな中身で答弁をさせていただきましたが、町としまして、これからの除染については業者さんの方の委託というものを考えながらやっていかなければならないと、こう思っております。そのような形で今後、除染計画を作り、又は実施計画を今後作っていく中で、そのような形で対応していきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） なぜそういうふうなことを聞いたかと言いますと、素案というか、議会では認められないような話になりましたが、その素案というもののの中に町と町民が協働で除染するんだと、あるいは町と利用者が協働で除染するんだというふうな事柄が載っておるわけでありまして。ですから、そういったことにおいて、被害者に一緒になって除染しろというふうなこと。結局町では町の職員、あるいは町で雇用した人が働くわけですが、住民の場合にはボランティアという形が今までも取られているんです。これからもそういうふうになるであろうというふうなことからすると、なかなか難しいというふうに思うわけです。ですから、そういった意味において、町の考えが若干民間というか、町民に委ねすぎるんじゃないかというふうに思うわけですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

素案ということで、いろんな共同についての文言的なものを整理をさせていただいてご説明をした経過がございますけれども、この協働という点については、これから民間の業者さんに除染をしていただくにしても、個人所有の方々についての宅地、土地全部調査をして行うということになりますと、今現在、所有されている方、又は住んでいる方に対して、いろんな面でご協力をいただかないと今後の作業等も進まないというようなことで考えております。まずは、その現地調査等を行いながら、その現地に合った除染計画実施計画を立てて、どのような除染をするのかというようなことも今後、出てきてまいりますので、そういう面での協働については土地所有者の方々、又は住んでいるの方々のご協力を賜るといような趣旨も踏まえて、協働をお願いをするといようなことも文言的には入れさせていただいた経過もございますので、そのようなご理解を賜ればと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 国でやっている山木屋地区の坂下であります。その結果というものはいつ出るのか。結局をそれを目安にして、町で除染計画を立てるといような考え方のようにあります。したがって、それが出なければ町での策定はできないんじゃないのか。そうすると、今年中を目指すと言いますか、もう1か月もない時間で、そういうふうな本年度中なら分かりますが、本年中となりますと本当に大丈夫なのかというふうに思うわけですが、その辺はいかがなものかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

坂下地区で今、国の方でモデル事業ということで実施をさせていただいておりますが、まずはその坂下地区の国でのモデル事業につきましては、今現在、今年中ぐらいにまずは作業のほうは終わると。最終的には3月2日を目途に報告書を国のほうに上げるというふうなお話もいただいております。結果的に出るのは3月以降で、現実的に工事されるのは4月以降ではないかといような認識をしております。その間、山木屋の除染結果が出て、その結果に基づいたいろんな手法、いろんな部分について除染計画の中に入れるとすると、4月以降になってしまうのではないかといようなことでのお話しでありますけれども、まずは今回の除染計画については、基本方針的な部分をまず定めさせていただいて、その中で国のほうに認めていただいて、実施計画については、その後いろんな調整を図りながらやってまいりたい。最終的には4月以降にならないと、国で行っております各地区の結果が出てこないといようなことが考えられます。また、今回、新聞報道等でもありますけれども、住宅等についての費用の標準的なものといものが出てまいりました。また、来年1月になりますと、田んぼ、畑、山林等の標準的な費用等についても国のほう

でお示しをするというような方向づけになっておりますので、そのようなことも踏まえて、除染計画の部分と実施計画の部分というものが若干時期的にはずれますけれども、なるべく両方とも早く作りまして、作業に入られるようにしてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） いろいろ説明を受けました。この除染マップというのは、私たちは見たことがないんですが、できているんでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

181か所のモニタリングについては、皆様のほうにご案内申し上げてお出しをさせていただいたということで認識をしてございました。一応181か所につきましては、各地区の図面に落として空間線量のその地点の部分の皆様にお配りをさせていただいておりますけれども、まだ除染をした後の経過等については、まだ今、集計中のごさいますて、地図等に落とした部分というものはまだ作ってございません。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 今の答弁とかなんか聞いていますと、国とか県の結果待ちというようなことが多々あります。そういったことでなくて、町もやはり危機感を持って、それを待っているのではなくて、自らが進めようという意識というのはどのようにお考えでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 町のほうでこれは答弁申し上げますが、常に積極的に取り組もうとやっております。しかし、人的な問題、財政の問題、方法等については、これ町の方ではできない国の基準がございますから、それに基づくことで進めることが一番大事だと思っております。米の暫定値についてもそうであります。川俣だけが200ベルトとかと設定できませんから、これは国の基準でもってやるということで、先程来、申し上げたのはそういう意味でございますので、それを待っているという意味ではなくて、そういう基準、あるいはまたその方法等について、これは統一的なこともございますから、そのようなことで申し上げているところでございます。また、機械等も1月でありました。しかし、議会からもご指摘いただいているように早くならないのかと言われております。ですから、私は再三早く出してくれと。そして、国のほうも町のほうに貸せるものがあつたら出してくれという要望をしてきました。そんなことで、おかげさまで11月末にそのようなことが決定されましたので、予定よりも1か月早くできたということで、関係者のほうにはそういうことをお願い申し上げたんでありますが、ですから、町のほうといたしましては、皆さんからお質しを受けている面については同じ思いでありますので、とにかく早く対応したい、町としての進め方をしていきたいという思いで、今、取り組んでいるところでございます。その中でも質問であります答弁をさせていただいております。

すので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 今まで詳細にお聞きしたところ、町での力というのは限界があるのかなというふうな思いであります。ただ、先ほども申しましたように、我々町民が安心して食することのできる野菜、それを作っているわけですが、それがちゃんと目に見える、自分の目の前で分かる、そういうふうな体制を一日も早く取っていただいて、村民が安心して生活できる体制を整えていただきたいなというふうに思っているところであります。私としてもできることは協力は惜しまないつもりではありますが、私をはじめとして放射能に関しては無知であります。ただ、今年になって初めてセシウムなんていう言葉を覚えまして、そういうようなことで進んでいるところでありますので、町としても町民の人たちがそういうふうなところにあるということを知り、更に詳しい状況などを町民に知らせ、そして、今後の生活が安心してできるような体制を整えていただきたいというふうに要望をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新関善三君） 次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。

13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、特に先月20日投票で行われました町議会議員の選挙の中で、私ども日本共産党後援会などにお寄せいただきました諸要求や願いの中から、また、選挙中ご訴えした選挙公約実現の立場から先に通告していたとおり、大きくは1点でありますけれども、細部11点ほどにわたりまして町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。3月の原発事故からの一日も早い復旧、復興についてであります。

まず、最初の細部の1点目は、町内の的確で詳細な放射線量の調査を実施し、全町の汚染マップを作り、早急に全町の除染計画を作成し、除染に取り組むべきであるというふうに考えるわけですが、当然、年間被曝線量については、1ミリシーベルト以下にする目標で取り組む必要があると考えるわけですが、当局の今後の対策、対応についてお伺いをしておきたいと思ひます。

続いて、細部の2点目、除染実施にあたっては、財政負担と技術支援の両面で国の支援を求めるのが当然であるというふうに考えるわけですが、すべての必要な経費は国に請求すべきであるというふうに考えるわけですが、当局の今後の対応についてお聞かせいただきたいと思ひます。

続いて、細部の3点目、除染の進め方については、線量の高い地域から特に妊婦、子どもがいる世帯を優先すべきであるというふうに考えるわけですが、今後の除染に当たっての優先順位など伺いたいと思ひます。

続いて、細部の4点目、除染実施に当たって、スピード感をもって実施するためには、当然のことながら多くの人手が必要となるわけですが、町が失業者を臨時的に雇用し、除染チームを結成し、除染班を結成し、業者とタイアップしながら

除染に取り組んではというふうに考えるわけではありますが、その辺についても今後の当局の対応についてお伺いをしておきたいと思えます。

続いて、5点目、住宅など生活圏などの除染の計画期間については、なるべく短期間で重点期間を2年ないし3年として取り組むべきであるというふうに考えるわけではありますが、今後の町の対策、対応について、この件についてもお伺いをしておきたいと思えます。

細部の6点目、今後、順調に除染を進めるに当たって、町として当然のことながら仮置き場の確保ができなくては、除染も進めないと私は考えるわけであります。町として、早急に仮置き場の場所を特定する作業を急ぎ、住民への説明なども行いながら、住民が納得のうえで決定すると、この取り組みを町長を先頭に町役場を挙げて全力で取り組む必要があると考えるわけではありますが、仮置き場の確保についての当局の今後の対応についてもお伺いをしておきたいと思えます。

続いて、細部の7点目、農地の除染を実施しなければ、来年の作付けに影響が出てくるわけであります。国、県とも連携し、手法も含め、急いで実施方法など確定するべきであるというふうに考えるわけではありますが、当局の今後の対応、対策をお伺いをしておきたいと思えます。

続いて、細部の8点目、長期的な町民の健康管理について、原子力発電所の爆発で一時的に大量の放射線を浴びたという事実は取り返しのできないものであります。すべての町民が被曝したという視点で、健康管理を進める必要があるというふうに思うわけであります。現在の現時点での内部被曝線量をつかむことが大切であるというふうに考えるわけであります。今後、長期的な町民の健康管理、計画を策定することが大変重要であるというふうに考えるわけではありますが、その対応、そしてまた、町民の検診はすべて無料となるよう、国に負担を求めることが当然であるかというふうに思えます。そして、18歳までの医療は、全額国庫負担とし、医療費の心配なく病院に行けるようにすべきであるというふうに考えるわけではありますが、町の今後、対策、対応について、この件についてもお伺いをしておきたいと思えます。

続いて、9点目、町民の安全、安心な生活を取り戻すためには、食品の安全確認に万全を期すための食品検査器について、学校給食センターはもちろんでありますけれども、各地区公民館などに食品検査器を設置し、住民がいつでも利用できるようにすべきであるというふうに考えるわけではありますが、この点についても対策、対応についてお伺いをしておきたいと思えます。

細部の10点目、3月11日の大地震及び余震等によりまして、住宅被害など500棟以上もあり、甚大でありました。これらの一部破損も含め、個人住宅などへの応急修理、対処修理などに対して、少なくとも限度額50万円ぐらいの町独自の助成を行うべきであるというふうに考えるわけではありますが、今後の当局のこの件についての対策、対応をお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、細部の11点目、3月11日の大地震及び余震などにより、地下水の流

れが変わり、井戸水が全く使用できなくなるなど、飲料水の確保が困難となった町民の皆さんの方々がたくさんいらっしゃるわけでありまして。これらの住民の皆さんの新たな水源確保のためのいわゆる掘削、ボーリング施工などに対する町独自の助成も当然行うべきであるというふうを考えるわけでありまして、当局の今後の対策、対応についてお伺いをしておきたいと思っております。

以上、細部11点ほどにわたりまして、今後の町当局の対策、対応について、あるいは考え方について、当局を質したいと思っております。以上であります。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで昼食のため、休憩いたします。再開は、午後1時です。
(午前11時54分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

13番 石河清議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁いたします。

はじめに、原発事故からの一日も早い復旧・復興をの質問の(1)、早急に除染計画を作成し除染に取り組むべきではないか。また、その際は年間1ミリシーベルト以下にする目標で取り組むべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、除染計画の策定につきましては、9番 黒沢敏雄議員へ答弁したとおりでございますが、本年中を目途に策定してまいる考えであります。除染計画は、平成23年8月30日に公布、平成24年1月1日に全面施行される「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に対する関する特別措置法」に基づき作成するものであり、山木屋地区は国において、山木屋地区を除く地域は、町において策定することになっております。また、除染の目標としまして、これから策定する計画の中では、町内生活圏の年間被ばく累積放射線量が、1ミリシーベルト未満になることを目指すよう定めることとしております。

次に、(2)、除染に必要な経費は、すべて国に請求すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、町の除染にかかる経費につきましては、国が全面的に費用負担を行うこととなっております。具体的には、福島県内における除染関連事業にかかる財政負担につきましては、国からの支援金を県民健康管理基金に積立し、その基金から市町村の除染計画に基づき、市町村へ交付されることとなっております。国が、関係都道府県へ配分した除染費用については、国において東京電力へ求償することとなっております。仮に除染費用のうち、国、県の支援制度の対象にならないものが生じた場合については、町が直接東京電力へ求償してまいりたいと考えております。

次に、(3)、除染は線量が高い地域から妊婦、子どもがいる世帯を優先して実施

すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、町では、今までも「川俣町線量低減化活動支援事業」におきまして、町の将来を担う子どもたちが、生活空間として過ごす時間が多い通学路を中心に町内各行政区単位で、地域住民の皆さんの協力をいただきながら、除染作業を実施してまいりました。質問にございませうとおり、今後の除染作業の実施にあたりまして、線量の高い地域の妊婦、子供のいる世帯などを優先して除染を行うよう計画に定め、国、県と連携を十分に図りながら、町を挙げて取り組む所存でありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、(4)、スピード感をもって除染を実施するために、町が失業者を臨時雇用し除染班を結成し、業者とタイアップして除染に取り組んではどうかについてのご質問でございますが、町は、今後、除染計画に基づき本格的な除染実施に向けて取り組んでまいりますが、今までのモデル事業等の実施状況を見ますと、早期完了するにはマンパワーの活用が重要なカギとなっておりますので、業者の育成はもちろんのこと、失業者の雇用形態、方法等について、あらかじめ検討してまいりたいと考えております。

次に、(5)、住宅地などの生活圏の除染は2～3年など、できるだけ短期間で取り組む必要があると考えるが、今後の当局の対応について伺うについてのご質問でございますが、先の答弁で申し上げた除染計画におきまして、基本的に2年間を重点除染期間とし除染を進めていきたいと考えております。なお、除染実施後の放射線量の推移によりましては、適宜、対応する期間の見直しについて検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、(6)、町長を先頭に町役場を挙げて住民が納得したうえで、仮置き場の確保に全力で取り組むべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、仮置き場については、9月より実施してまいりました通学路等の線量低減化活動支援事業におきまして、各自治会長、行政区長の皆さんにお骨折り、あるいはご心労をおかけしながら確保してきたところでございます。今後、町内全域の除染にあたりまして、できる限り速やかに町が主体となって町全体の仮置き場を設置し搬入することと考えております。しかし、仮置き場は町民の皆様のご理解が必要でありますので、確保するまでの間、除染で発生する土砂等を一時的に現場に埋設しなければならない場合もあると存じますが、除染作業で発生いたしますおおよその土砂等の量を計算し、速やかに町全体の仮置き場の場所等について確保してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、(7)、国、県とも連携して農地の除染方法を早急に確立すべきと考えるが、今後の当局の対応はについてのご質問でございますが、農地につきましては、除染によりこれまで醸成してきた肥沃な土壌を喪失する可能性があること、また、生態系の維持など多様な側面も持っていることなどの特色を有しております。また、山木屋地区以外の地区の農地につきましては、耕作を行っており、深耕や反転耕などが既に実施されている状況にもあります。このような状況を踏まえ、今後、国にお

いて実施しております。土壌から農産物への放射性セシウムの移行を抑制する技術の試験結果など、農地の新たな除染方法について国からの提案などを考慮しながら所有者と調整を図り、実施してまいりたいと考えております。そのためにも山木屋地区の除染モデル事業での実証実験、各種研究機関で実施されている実証実験などの成果を踏まえた効果的な除染方法が速やかに確立されるよう、国、県等へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、(8)、長期的な町民の健康管理計画を策定し、すべての検診と18歳までの医療費は全額国が負担するよう求めるべきと考えるが、今後の対策、対応はについてのご質問でございますが、現在、福島県において、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理を行うため、全県民を対象として県民健康管理調査を実施しております。この調査は、3月11日以降の行動記録に基づき、被曝線量を把握するための基本調査、18歳以下の子どもたちを対象に実施する甲状腺超音波検査や長期的に健康状態の把握をするため、既存の健康診査を活用して血液検査などを実施する詳細調査を行うこととなっております。更に、これらの調査結果とホールボディカウンターによる内部被曝検査や個人線量計の測定結果なども加えましてデータベース化し、今後、30年間の健康管理と治療に活用するため、個人ごとに健康管理ファイルを作成して、県民に配布する計画となっております。町といたしましては、この県民健康管理調査を実施する県と連携を密にし、加えて町主体の事業も実施しながら、町民の健康管理を推進してまいりたいと考えております。

次に、すべての検診と18歳までの医療費を全額国が負担するよう求めることにつきましては、このほど福島県知事が野田総理大臣に対しまして、同じ内容の要望をしたところでございます。町といたしましても、その実現に向けまして、県、町村会などと連携しながら国に強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(9)、食品検査器を学校給食センターはもちろん各地区公民館に設置し、いつでも利用できるようにすべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、先に答弁しましたとおり、現在、町で所有する放射性物質測定器は3台でありまして、川俣町放射性物質検査センターに設置しているところでありますが、現在、福島県におきまして、測定器の配置を予定しており、議員ご指摘の給食センター、各地区公民館等に配置する計画を持って要望をしているところでございます。実現できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、(10)、大地震や余震によって被害を受けた個人住宅に対して、50万円程度を限度として町単独で助成してはどうかについてのご質問でございますが、10月28日及び12月9日発行の災害対策本部からのお知らせに掲載いたしておりますが、従来からありました住宅敷地の被害についての補助金制度であります宅地関連災害復旧事業の補助対象に、居住の用に供する住宅を加えまして、12月1日から申請の受付を開始したところでございます。現在、既に60件以上の申請があり

ますが、今後も相当の申請件数が見込まれるところでございます。今回の補助対象となる住宅は、3月11日以後に生じた災害を対象としておりますが、既に修繕を終えた家屋も対象といたしました。また、これまでの補助金の下限を10万円から2万円までに引き下げ、より多くの町民の皆様にご活用いただける仕組みに改定させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。上限額を引き上げれば、当然、相当高額の修繕費用を要する被害にあわれた方への支援につながりますが、これまでの窓口においでになる町民の皆様方のご要望やご指摘を踏まえますと、小額の補修にかかる支援を望まれる声が多く、下限額を引き下げる形で見直しを行ったところでございます。いまだに余震が続く状況でもございますし、小さな被害が大きな被災に繋がる危険もありますし、申請受付の状況を考えますと、今回の見直しによって、より多くの町民の方にご活用いただけていると存じますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、(11)、大地震や余震によって地下水の流れが変わり、井戸が使用できなくなった方がたくさんいた。これらの人が行った掘削やボーリング等に対する町独自の助成を行うべきと考えるが、今後の当局の対応はについてのご質問でございますが、井戸の掘削やボーリング等に対する助成制度は現在はございません。しかし、震災により井戸水の利用に支障が発生した家庭があるということは承知いたしております。震災によって被害を受けた井戸の復旧のための助成制度について、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再質していきたいというふうに思う次第であります。

除染については、今も自治会や行政区、あるいはPTAの皆さんからも本当に町民の皆さんに協力をいただいて、線量低減化活動事業もやっておるわけでございます。現在、まだこれ終わっていないところもあるやに聞いておるんですけども、予定されていたところはどの程度に現在、この除染が進んでいるのか、まず、最初にその辺お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

線量低減化活動支援事業の進捗状況につきましてのお質しでございます。現在、12月4日までの状況ということでご理解を賜りたいと思っておりますが、100行政区さんを予定いたしておりましたが、94の行政区さんにつきまして、何らかの補助金の申請、あるいは作業の実施、また、進んでいるところでは実績というようなどことまでご提出をいただいているところでございます。なお、取り組まないということを決めた行政区さんもございますので、ほぼ94行政区さんで取り組みがこれ以上増えないのではないかとというふうな見通しを持っているところでございます。

以上です。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） 当然、いろんな事情で取り組めないところが、まあ当然かなというふうに私思うんですが、そうすると、90何か所が申請があったということだから、あと6か所ぐらいができなかったということなので、そのできなかったところについてはですね、どの辺だかちょっと私も分からないんですけども、町としては今後、町の方として取り組むような考えはあるのかどうか、その辺も今後の取り組みについて伺っておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

線量低減化支援事業に取り組めなかったところについての町の今後の対応というお話しでございますけれども、取り組めなかった理由でございますが、例えば高齢化ですとか、例えば通学路、今回の線量低減化というのは、ご案内のとおり通学路の除染が主眼でございますけれども、子どもさんがいないんだというふうな場所とか理由がいくつかございますけれども、まず、線量低減化というのは、この1月1日から始まるところの国の特別措置法が全面施行されたことを受けて、始まるであろう本格的な除染に向けてのその先駆けとしての事業という性格があったわけでございますけれども、できなかったところについては何もしないとかそういうことではなくて、これまでのご質問の中で町長なども答えておりますとおり、町としては活動を行っていくということでございますので、これは地元の実情などお聞きしながら、取り組みをさせていただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） これからが除染計画を作って本格的にやるということでございますけれども、やはり今回、これせっかく取り組んだ線量低減化の事業なわけでございます。当然ですよ、これからやる本格的な除染計画にで、今回、やってきた当然これ実施したわけですから、やはり効果が私はあったのではないかなというふうに思うんですよね。効果も含めた十分な検証をやらなくちゃならないというふうに思うんですよ。ある地域に行ったら、早いところは1か月経っているわけですよ、やった時点から。そのときに測って確かに下がっているんだけど、現在ではどうなっているのかなと、せっかく下がった線量がね。当然、郡部のほうではご承知のように山があるわけですからね。当然、雨が降れば山から流れてくるわけだから。当然、せっかく下がった線量も戻っているのではないかなというふうに私も思っている1人なんだけれども、ですのでね、やはりできればこれは1か月ごとかの線量もできれば町のほうで測るとか、やはりせっかく取り組んだ確かに中途半端な事業だったかなというふうに私も思うんですけれども、取り組んだ事業でありますので、やはり十分な効果もあったかというふうに思うので、その辺の検証をやっぱり成果も生かしながら、今後の除染に取り組む必要があるのではないかなというふうに思うので、その辺はどのように今後の取り組みに生かしていく

のか伺います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 13番議員の質問に答弁を申し上げます。

今回の低減化事業を実証した部分で、確かに効果又は検証を行って、今後の除染計画の中に反映をしていかなきゃならないと考えております。議員お質しのとおり、今後の効果、検証も踏まえて、また、実施をした後の線量の調査も実施をしていて、今後の除染計画の中で生かしていきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） あとですね、今回、除染の取り組みにあたってですよ、当然年間の1ミリシーベルトを以下にすると、これは当然、私は国の方の基準に基づいて、当然、国際的にもそのようになっていくのかなというふうに思うので、これは町で勝手に決められる数値ではないと思うんですけども、この1ミリシーベルトにするには、これも1時間あたりに置き換えると大体0.2マイクロシーベルトになると思うんですが、そうすると、本町内の大部分の地域と言いますか、当然、いわゆる国の方の支援対象になるというふうに私も思うんですが、当然、今後、作られるであろう除染計画は、そうするとすべての町内の、いわゆる地域が該当する計画になるのかどうなのか、その辺確認も含めてお伺いしておきます。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

川俣町の全町が対象になるということでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） もちろん除染に取り組むにあたっては、当然、これ個人の住宅やなんかはもちろんなんだけれども、とりあえず町民がやっぱり日ごろ常に利用するような公共施設があるわけですよ。各地区の公民館や集会所の施設、公園なんかも当然、子どもを遊ばせるとかに使うようになりますが、その辺の当然、私は優先されて取り組まれるべきであろうというふうに思うんですが、その辺の今後の対応について、まず、伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しのとおり、やはり公共性の高い場所等についても、優先をして実施をするというようなことで考えてございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） あとはやはり優先順位は、当然、妊婦や子どもさんがいる世帯当然なんですけれども、やはり災害弱者と言われる、特に郡部のほうでは1人暮らしの老人、お年寄り世帯が増えております。あとはやはり障がい者世帯もたくさんいらっしゃるわけです。その辺も併せて優先的に対応しなくちゃならないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の対応についても併せて伺います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの災害弱者と言われる方々についても、いろいろと状況などを確認をして、また、どのようなところにそういう方がいらっしゃるかというようなことも情報を的確につかんで、いろいろと対応をしてみたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） あと、やはりこれから除染を進めるに当たって、やはり本当に効果的、効率的と言いますか、除染を進めるに当たっては、当然、この専門家の意見やなんかも聞く必要があるだろうし、私は提案にもなるんだけど、いわゆる除染推進委員会みたいなものを立ち上げてやはりこれやらないと、自分らだけでできる除染ではないので、やはりそういう除染推進委員会のようなものを立ち上げて専門家の意見も聞く、そういうふうな対応をしていったほうが良いのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどのような考えなのか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

除染のやはり答弁で申し上げましたとおり、専門家の方々にやはり支援をいただかないと実施できないものと理解をしております。また、その推進委員会等については、今後どのような方向で除染計画又は実施計画等に取り組むかということも、今、検討中でございますので、その推進委員会については、今後いろいろと検討させていただきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） それと、私はやはり今、雇用対策も含めてやはり今、仕事がない方々が大変多いわけですから、町の方で責任をもって臨時的に雇用して除染チームのような、そういうものを作って、そして、いわゆるプロの業者と連携をしながら、やはり進めていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その辺是非具体的な取り組みが私は必要であるというふうに思うんですが、その辺の考え方について、対応について伺っておきます。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの雇用につきましても、大変重要な課題でございます。また、その除染について、専門的な知識を有する部分が大変多くあるかと思っておりますけれども、なかなか専門業者が必要とする部分とまた、その町の方の雇用というような部分を考えてときに、そこでうまくマッチングすると言いますか、活用ができるものであれば、そのような方向で進めたいと思っておりますが、なかなか除染についてはいろんなプロと言いますか、専門的な部分が大変有するということが鑑みまして、よくその辺も検討していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） それと私は大変心配しておるんですけども、やはり農用地の除染、やはりこれ大変来年の作付けも絡んでくるので重要であるかなと思います。まず、最初に、今、米の検査、報告も若干は聞いたんでございますけれども、米の検査、今、3台でやっているようなお話し伺ったんですが、その辺のこれから川俣の米もあぶないかなというふうに私も思っているんですが、その辺の見通しと来年の作付けに関して、やはり米だけではなくて畑も当然野菜等もございまして、川俣については、やはりその辺の土壌の検査もやはり取り組む必要があるのではないかなというふうに私は思うんですよね。ですので、その辺の土壌の検査もやはりモニタリングをやって、やはり来春作付けをどうするのかという、やはり見通しをつけないと、また、今年みたいになっちゃうのではないのかなというふうに大変心配するので、その辺の取り組みについて、対応について伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの農地等の土壌検査については、大変必要かと思っております。また、今回、除染の実施に入る場合については、もちろん農地も含めて宅地等についても、詳細調査をいたしまして、放射能の濃度等も検査をしながら、除染計画を立てていかななくてはならないと考えております。また、今回、町長の答弁もありましたけれども、山木屋地区以外については、耕作ができるというような1つの方針出されて、皆さんが農作物については作付けをしているところがございまして、また、あと除染の計画とかいろんな情報を入れますと、田んぼ、畑等につきましましては、深耕をしたり、耕作をしたり、うなったりするというのも1つの除染の方法だというようなことも提言をされております。また、そういう意味では、山木屋地区以外については、現実的にもう耕作が行われているということで、ある程度は除染の部分が行われているというようなことで認識はしてございます。そういうところも踏まえて土壌調査、又は環境調査等も行いながら、この除染計画の中で実施をしていきたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） 当然ですね、農地のほう、特にこれは水田、米の場合考えますとですね、やはり今回、引っかかっているところを見ますとですよ、本来ならば本当に山間部のきれいな水を使って、そういう栽培をしたお米が大変今まではおいしい米だったんですけども、今回、そういうところがやはり米が引っかかっているんですよね。ということになれば、やはりこの山林のほうの除染というのもの、もちろん国のほうのあれもまだ出てきていないかと思うんですが、やはり町として、やはり本町としては山についても、除染はこういう方向で取り組むとかというふうにやっていかないと、本当に安心、安全のこれは農家の皆さんもやはり作付けやなんかも取り組めないという状況にあるので、やはり山林の除染の今後の取り組みの

方針と言いますか、町のほうの対応について、どのようなお考えなのか取り組みを考えているのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

山林の除染等でございますが、今現在、国のほうである程度の基本方針ということで出されておりますのは、住宅地等々におけます森林等が後ろにある場合につきましては、おおむね20メートル程度の除染計画で今、推進をしております。また、山木屋地区におきましては、20メートル以上で空間線量がそんなに思ったほど下がらない場合等々については、もう少し中に入って30メートルほど入るということで、今、50メートル最大でやるような計画で今、推進をしております。そういう意味で除染計画を町で行う場合については、そのような方向も踏まえながら進めてまいりたいと思います。また、田んぼ等の農地等に隣接をしている山林等については、今のところまだ指針等も出てございませんので、どこまで山林等について除染をするかという部分については、新たな課題としていろいろと検討してまいりたいと思います。また、水田等の米の山間部の問題についても、また、農地関係の部分で新たな指針等も出るようなお話もいただいておりますので、そういう指針が出れば検討して、川俣町の中に取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） 特に町民の健康を大変守っていくということが重要になってくるかなというふうに思っております。そういう点では特に内部被曝が心配されるわけであります。先ほど答弁を聞いておりますと、県のほうでは確かに全県民のいろんな健康管理計画とは言っているけれども、やはり町民の健康を守るという立場に町が立つならば、やはり県をあてにしているような計画では、私はだめだというふうに思うんですね。やはり町独自の本当に健康管理、長期的にきっちりやっていく、しっかりやっていく、そのような管理計画をやはり私はきちっと持つべきであろうというふうに思うんですが、まず、その辺について伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

全県民を対象に被曝線量の推計の評価を行います基本調査から健康状態を把握するための甲状腺の検査や血液検査を中心とする健康診査、それから、ただいま質問ございましたホールボディカウンターによる内部被曝検査など、段階的に長期化にわたって継続実施されます県民健康管理調査を町長の答弁にございましたように、県と連携しながら実施することで、町民の健康につなげてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） 特に私は、やはり18歳未満のすべての方々の健康診断をこれは急ぐ必要があるというふうに思っているわけであります。その辺のいつ頃まで

に18歳未満のすべての町民の皆さんの健康診断やなんか終了できる見通しなのか、その辺の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

現在、県で問診票、いわゆる行動記録調査に基づきます、県民すべてを対象にして実施しております被曝量の推計調査につきまして、この推計調査の結果、検診につなげていくという当初のお話でありましたけれども、川俣町につきましては、計画的避難区域が設定された町であるということで、この推計の被曝量に関係なく16歳以上の全町民の方につきましても、個別検診を実施することとなっております。検診に時期につきましては、平成24年1月から3月の予定で、今後、本町における実施時期と検診会場等を県のほうと協議をしながら、年度内には実施する段取りとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） それと、やはりこの今、町民の特に放射能から町民を守るという立場から内部被曝を特に避けるためにも、食品検査器が大変これは重要になってくるというふうに私は思っております。それで、答弁にもあったんですが、やはり早急に各地区の公民館などに導入をして、やはり住民の皆さんが我が家の野菜とか米を公民館に持っていけば安全、安心なのかすぐ確認できると、そういう状況に早急にしていただく必要があるというふうに私は思うので、その辺のまず取り組みについて、再度伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

食の安全については、ご質問のとおりでありまして、町では先ほど答弁申し上げましたが、なかなかそういう機械が入りませんでした。広野町のほうからのお話もいただきまして、8月から具体的に露地野菜も含めた町内の野菜の全検査をしたところでございます。先ほど答弁申し上げたとおりであります。そしてまた、米等の検査についても、今、それぞれの地域で基準値を超えてとなっておりますので、町のほうでも一刻も早くやりたいということできて、1月の予定だったんですが、先ほど答弁申し上げましたとおり機械のほうが入りましたので、そしてまた、国のほうからも1台貸与されましたので、この3台で今、始まったところでございます。これについては、一緒に先ほど9番 黒沢敏雄議員の質問にもありましたが、消費者の皆さん方、生産者も含めて一緒になってその状況を確認して、安心を得る必要があるんじゃないかという質問がございましたが、そのとおりでありまして、12月6日から町の消費生活研究会の皆さんにも立ち会っていただいて、どのようなことで検査をして、どのように数値が出てくるのかということ現場で、それを確認してもらっています。その結果、129点やったんですが、現時点では基準値を超える米は検出されていないということでもあります。ホットスポットみたく探

すという意味ではないんでありますけれども、皆さん、不安でありますから、私は782戸の農家の皆さん方、自家保有米も含めて全品検査をして、そして、安心を確認していきたいということであります。もし、その中で基準値を超えるものがあれば、これはまた県のほうとも協議をして、そこにほ場、土壌の調査も含めて、しっかりと確認して、作付けができるかどうかも含めて対応すべくということをやっているところでございます。食の本当に測ることは大事でありますので、今、体育館でやっております。それを質問にありますように公民館等でございますけれども、それらについても具体的にいわゆる検出機能、各項のための要望をしているんであります。それらについても具体的にどこどこに配置するために必要だということの内容には、公民館等も含めて、給食センター等も含めて要望しておりますので、そういったことが実現するように今、強く働きかけをしておりますので、今しばらく時間をいただければ、具体的な話ができるようになるのかなと思っております。質問にありますとおり、食の安全をしっかりと守って、内部被曝を防止していくことが大事だと思いますので、そのような立場に立って放射汚染対策を取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） 併せて学校給食センターを私は大変心配しておるんですけども、12月10日付で文科省から通知、これを新聞等で私、拝見したんですけども、1キログラム当たり40ベクレル以内とするという方針出されましたね。これがたぶん本町にも来ていると思うんですが、そうすると本町の給食センターにはもちろん今はないと思うんですね、検査器は。当然、うちのほうの給食センターにも早急に、これももちろん町民のあれも大事だけれども、子どもに毎日食わせているわけだから、文科省からもこういう通知も入っているわけですから、その辺今、どのような対応をなされているのか。まだ、検査器も私は早急に導入して、やはり安心、安全な給食センターにしていかないと、これは大変だなと思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

ただいま石河議員お質しのまず、文部科学省の基準でございますが、国で出した基準ではございませんで、ある一定のレベルということで文部省が公表したようでございます。したがって、町教育委員会といたしましては、先にこういう情報が私のところに届きましたので、福島市、川俣町学校給食センターといたしましては、これは本町の子どもたちの内部被曝から身を守るためには、やはり食品の安全等について検査しなければならないということで、既に福島市では8月の下旬に検査器が導入されておりましたので、1週間に1ぺんではございますが、11月初旬から食品一日2ないし3品目について調査をいたし、安全を確認して給食提供をしているところでございます。なお、このことにつきましては、子どもをお持ちの義務教育小学校の保護者にはお伝えしてあるところでございます。

また、2点目の県の方で各市町村に配付するという、この機器の配付についてはまだ聞いておりませんが、国では県に必要ながあれば、県に設置するというようなことをございまして、まだ、具体的に本町においてセンター等に設置する計画はございませんが、当然のことながら今後、要望してまいる考えであります。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） この検査器については、ちょっと私もお聞きしたんだけど、このロシア製のもので10分間ぐらいで測定器がすぐに測って分かるような、そういうやつも福島市あたりでは使っているようなこと伺ったんだよね。だから、本町でもやはりそのような測定器がもしあるんだったらば、値段は確かに高いようなことも聞いていたんですが、いずれにしろ、東電や国のほうにきっちり買ってもらわねば、多少高くともやはりそういう測定器があるんだったら、本当に各地区の公民館とか学校に置くのには、やはりそういう測定器がやっぱり是非早く申し込んでもらって、やはりうちの町でもこの安心、安全のそういう生活を早く確保できるように取り組むべきではないかなというふうに思うんですね。その辺町長聞いているのかな、その辺どうですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁いたします。

検査機器の導入につきまして、議員お質しのとおり、国のほうに強く働きかけをしておるところでございますので、そのことについて早急に配置できるように、これは県のほうにも申し上げております。町のほうの状況については、説明をしながらやっているんでありますが、その方針については明確なことも出てくるような形にはなりつつありますので、少し時間をいただきたいなと思って、今、いたところでございます。

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君。

○13番（石河 清君） まあそのように働きかけをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それで、この10番目のところの50万円程度に限度を引き上げるべきだというふうに私申し上げましたのは、今回、私も屋根が落ちちたんですよ。瓦も落ちちて、結局何十万じゃできないんですよ。やはり中にはほとんど落ちてしまった瓦もあるんですよ。ですので、今、この宅地関連やなんか20万円でしょ。だから、住んでいる住宅なわけだから、やはりせめて50万円ぐらいに引き上げるべきではないのかなというご要望が大変多いので、私は取り組んだわけでございます。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○13番（石河 清君） その辺について、今後の検討課題にして、是非実施の方向に取り組んでいただければというふうに思います。

あと11番目の今回、飲料水が確保できないというのは、特に私の小島地区なんかは町の水道がないわけだから、だから町内でも町の水道を引きたくとも引かれな

いところがいっぱいあるわけでしょう。特に郡部の方なんか。そういうところでは地震が起きなくとも、やはり水が出なくなったというときがあるんですね。地下水というのはこれは変わるんですから。特に今回、大地震によってでなくなった家が、うちのほうでかなりあるんです。私も大変ご要望が多くて、これは私も大きな約束に公約にもして皆さんに訴えたものだから、だから、町長もご承知のように、伊達市ではもちろんやっているんだけど、合併する前に、隣の月舘とか霊山では、ずうっと以前からやって取り組まれていたことなんですよ、この上水事業はね。だから、今、伊達市になっても当然この飲料水の確保に伴っての事業ということで、補助事業ということで伊達市は取り組んでおられるんです。ですので、私はこれ早急にですよ、やはり水がなくて今、ボーリングしているわけだから、やはり今取り組んでいる宅地関連の20万円やっているけれども、とりあえずはそこのところの水道にでも組み入れて、これは早急に実施していただきたいというふうに思って、今回、私は取り上げる次第なんです。その辺町長に今後の取り組みについて質します。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁いたします。

井戸のボーリング等に関する助成制度でございますけれども、先ほど答弁をいたしましたとおり、今後、具体化について検討してまいる考えでありますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 13番 石河清君。

○13番（石河 清君） ちょっと最後になりますけれども、今回、特に復興計画の素案をいただいたんですけども、当然、町長もご承知のように、県のほうでは県知事も明らかにしたように、県内原発の10基すべての廃炉というのを打ち出しているわけですよ。当然、この復興計画の中に明記をするというふうに県のほうではなっているんですよ、復興計画の中に。ただ、うちのほうも復興計画をこれから作るわけでしょう。だから、当然、うちの町の復興計画の中にもこの10基すべてのやはり廃炉を明記すると。これは最低限の私は当然のことではないかなと思うので、その辺町長はどのように対応なさるのか。是非明記するような復興計画に私はすべきであると思うので、伺いたいと思ひます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 入っていませんでしたので、準備はしてありませんでしたが、そういうことで具体的にはないんでありますけれども、今、質問にあります復興計画の廃炉、私どもの町は原発の地域でもございませぬ。発電所もない中であって、交付金もない中でこのような被災を受けたわけでありまして、私はとんでもないと思ひているところでございませぬ、そんなところで思ひしております。ただ、この原発10基すべてを廃炉にするということを復興計画の中に川俣町が直接的に復旧、復興に向けての中の位置づけがどうなのかということは、今後、検討しなくちゃならないなと思ひているところでございませぬので、県のほうの復興計画づくり、また、

町のほうのこと等の関連があるものについては関連を持っていく考えでありますので、これからの計画の中でいろいろ検討を加えたいと思います。

以上で答弁といたします。

○13番（石河 清君） 以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（新関善三君） 次に、7番議員 菅野意美子君の登壇を求めます。

7番 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 7番 菅野意美子でございます。通告しておいた2点について質問をさせていただきます。

はじめに、この度の町議選におきまして、町民の皆様のご支援を賜りまして、町議会議員に当選できましたこと、御礼を申し上げます。更なる町発展のために、誠心誠意頑張っております。なにとぞよろしく申し上げます。

東日本大震災から昨日でちょうど9か月が経ちました。死者、行方不明者1万9,334人、悲劇のあまりの大きさに、今更ながら愕然とさせられます。マグニチュード9.0の巨大地震は、想像を絶する大津波となって、東日本の沿岸一体をなめ尽くしただけではありませんでした。東電福島第一原発事故がもたらした放射能汚染によって、福島県を中心に見えない恐怖に包み込まれ、一人ひとりの生活は深刻な影響を受けています。

1点目、防災対策について。本町と防災協定を結んだ内容と今後の見通しはどうなっているのか。災害時に協定に基づく活動を行うことであり、平時から災害時に迅速な活動が行えるよう準備や態勢、整備が必要です。この度の大地震において、川俣町としての防災対策はどのように取り組まれたのか。地震の後、町から何の連絡もなく、自分のことは自分で守り、一人住まいの人たちに対しての支援があつて当然でしたが、何の情報もなく、消防の車さえ来なかったと思います。町として、今回の震災を契機に防災対策として、女性の視点から防災計画の作成に取り組むべきと考えます。防災協定を結んだ自治体は、他県にあったのでしょうかお伺いいたします。今後の見通しについてもお伺いいたします。

2点目、避難者への生きがいくりの取り組みについてであります。避難者との対話を重ね、心のケアに寄り添って取り組むことが、今、求められていると思います。そのうえで、一人ひとりの考えにあった対応に取り組み、避難者への立場に立って考えてあげることが生きがいくりに通じることとなります。孤独にならないように励まし、支えあつていくことが大切だと思います。手芸とか趣味を活かし、色紙で作ったり、料理講習など、おせち料理作りをだれでも参加できるので、9か月も経つと心の変化が著しく、前向きな方向にいけるように取組んではいかがでしょうか。福島県全員が被災者です。被災者の生きがいくりは働く場所です。農業従事者は本町において40%はいると思いますが、生計を立てている人たちには、農業をできないことは自殺行為に匹敵するのではないかと。町の助成、支援策を考えるべきではないでしょうか。それが生きがいくりではないかと。町長の考えをお伺いいたします。

以上で質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで休憩をいたします。再開は2時15分です。
(午後2時00分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。
(午後2時15分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 引き続き一般を続けます。

菅野意美子君に対して当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 7番 菅野意美子議員の質問に答弁いたします。

はじめに、防災対策についての(1)、本町と防災協定を結んだ内容と今後の見通しはどうかについてのご質問でございますが、本町においては、かねてから、あらゆる分野において協定を締結しております。具体的には、消防組織法に基づく近隣市町村との消防相互応援協定では、火災時や非常時に相互に応援を図ることとしておりますし、県北管内市町村とは、災害時における相互援助協定を締結し、災害時には、必要に応じて日用品、食料、更には職員の派遣も対象とした協力体制を図っております。また、伊達郡医師会とは、災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護班の派遣による医療活動についての協力体制を整備しております。更に、今回の災害に際して、義援金のほか水、食料品などの様々な物資をご支援いただいた江東区とは平成21年4月に友好交流協定を締結しており、防災、スポーツ、教育、産業などの様々な分野において、更なる交流を深めていくこととしております。これら以外にも郵政公社との災害時における協力の覚書、被災時の要援護者の避難施設としての受入等の協力について締結した特別養護老人ホーム川俣ホームとの協定、災害時の道路破損や障害物除去への協力を図る町建設同業会との協定、同様に水道施設等の破損や応急措置への協力を図る町管工事同業界との協定等がございます。今回の大震災を振り返りますと、近隣市町村がいずれも甚大な被害となり、電気、通信というライフラインが全て切断され、他市町村との連携はおろか、町内の被害状況把握も困難な状況に至りました。更に、原発災害が発生し、6,000人を超える浜通りからの避難者が当町を頼ってこられたことなど、協定による応援の効果的な活用を図るには至らなかったことは、今後の協定の実践について様々な課題が明確になったと考えております。こうした状況に対し、的確な対応を図るためには、まず、電気、通信のライフラインのいち早い復旧に向けた協力体制の確立に重点を置かなければならないと痛感しております。また、電気事業者や通信事業者との情報交換の推進に加え、相互支援のあり方の協議を密接化していくことで、災害時における迅速かつ的確な対応の体制構築を図り、協定が有効に機能するよう進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)、避難者への生きがいづくりの取り組みはについてのご質問でございますが、町といたしましては、避難者に対しまして、まず、健康維持と精神保健面を重視し、健康教室、料理教室及びこころの健康、健康相談などを継続して実施し

てまいりました。特に、避難されている方の生きがいつくりの事業といたしまして、仮設住宅の入居者同士のコミュニティづくりのためのサロンを仮設の集会所や談話室を活用して実施しており、趣味を通じ、それぞれが支え合い、生きがいを持てるよう支援しております。また、仮設の集会所には卓球台を設置し、健康の維持のみならず、気軽にスポーツを通じて、更に交流を深めていただけるよう取り組んでおります。更に、川俣町社会福祉協議会から委嘱を受けた生活支援相談員の相談活動により、生活するうえで困っていることなど各種ニーズを把握し、必要な生活支援制度や福祉サービス等を活用しながら自立した生活の再生に向け、支援してまいりたいと考えております。今後ともニーズ調査を実施しながら、簡易の野菜畑やゲートボール場の設置などについても検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 7番議員 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 1番の防災対策についてですけど、本当に川俣、3月11日の後に電気が止まり、あとその後にガソリンがなくなって大変な思いしたんですけど、やはり防災協定を他県と結んでいけばなんとかかなったのかなと思いました私は。それで、もちろんこの町内との防災対策は大事なんですけど、やはり大震災は東京電力、そういう放射能汚染ということで大変な思いをこの福島県はしているわけですので、やはり東京とのそういう防災協定があれば助けてもらったのかなと思うんですけど、だから、そういう他県との防災協定もこれからは大事じゃないかなと思いますけど、その点について伺います。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

他県ということで、福島県、宮城県、山形県の3県と広域圏災害時相互応援協定書を結んでございます。そういう中に食糧、飲料水、日用品などの生活必需品の物資の提供というふうなことで書類には載ってございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 7番議員 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） ガソリンをはじめ、食料品も全然売ってなくて、その当時は大変な思い本当に町の中、騒然として困っておりました。そういうので今後、防災計画というか、そういう作成も大事じゃないかと思えます。防災計画の作成については、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

今回、川俣町地域防災計画につきましては、平成13年10月に策定してございます。今後、見直すときに災害時の情報公開や相互の支援ということ盛り込んでいきたいと考えてございます。以上です。

○議長（新関善三君） 7番議員 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 今回は想定外ということで、本当に戸惑いと、そういう中で被災者もあれの中で、町として一生懸命やっていた姿、私も敬意を表しております。

その炊き出しのときも私も参加したんですけれど、本当に大変な状況の中、職員はじめ一生懸命やっていたことには、本当に頭が下がる思いでした。これからこれを契機に、やはり防災計画書を作って、役に立つ計画書にさせていただきたいと思います。

2点目に移らせていただきます。避難者への生きがいつくりの取り組みについてでありますけれども、これも避難者に対しての精神的な苦痛がすごく今起きていると思います。また、避難者に対してのいろんな料理講習とか健康体操とか、そういうのもやっておるようなので、そういう点は良いかなと思うんですけど、避難者の一般住宅に入っている方に対してのそういう取り組みをどのようになっているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（新関善三君） 当局答弁。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

一般住宅に借上ということで入っている住民の方への取り組みということでございますが、今のところいろいろと情報交換をしながら今、進めておりますが、特に一般借上住宅についての対応については、今のところしてないところでありまして、もちろん仮設住宅におきましては、町長答弁申し上げた内容でいろいろと実施をしております。また、いろいろと保健センターの保健師さんのほうも訪問をさせていただきながら、今、状況などの把握に努めております。また、いろんな町民の方、避難されている方々のご要望等も受けながら、対応できるものについてはやってまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 7番議員 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 聞くところによると、避難者の方のやはり農村広場への仮設住宅の方においては、いろんな品物が運ばれまして、借上住宅にいる方にはなかなか細かいそういう物資が届かないということも前に聞いておりましたけれども、そういう点、やはり公平にやっていただきたいなとも私も思いましたので、そういう点ではどうでしょうか。今、川俣町では、前のときには支援物資はあったでしょうけど、今もときどきあると聞いておりますけど、やはり同じ避難者ですので、そういう借上住宅の方にも仮設住宅も同じく公平にやっていただきたいなと思いますので、その点お伺いいたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

質問にございましたように、同じく避難されている皆さんでございますので、当初は仮設優先のような形で支援物資等の配布も皆さんが一堂に住んでいるところ仮設でしたので配りやすい点もありまして、重点的に当初は仮設中心でありましたけれども、その後、物資につきましては借上住宅の皆さんの所在も確定している情報を下に通知を行いまして、幾度かにわたって平等になるように物資の支援をまいりました。先週につきましては、月曜日から土曜日まで5日間わたりまして町の体

育館のサブアリーナのほうでありましたけど、そこを会場に長期間にわたりまして、秋冬の衣料品などを中心に物資の配布を行ったところでもありますので、同じ避難されている方ということで、平等になるように対応してまいった経緯がございますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 7番議員 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 一般の借上住宅に入っている方のお話を聞くと、やはり雨漏りとかなんか、そういうひどいところにも入っている方がいらっしゃるんですね。そういうので自分でお金を出したんですよなどということも聞きましたので、やはり平等にやっていたら避難者は避難者ですので、平等の扱いをやっていただきたいと思えますので、その点これからもよろしくお願ひしたいと思えます。

避難者への支援ということと、川俣町民の農業をやっている方に対しても、本当に今、何も野菜が採れなくて、本当に大変な思いをしているんですね。それで、地域的には山木屋との境なんですけれども、この方は炭を焼いて生計を立てていた人なんですけど、やはり炭に放射能が含まれて売れなくなったということと、あとまあ木のチップですか、それも本宮のほうに持っていったんですけど、やはり買ってもらえないということで、山の仕事をやっていた方、何もできなくなっちゃって、本当にどうやって食べていったらいいのかなと、もう大変な状況になっているんですね。そういう中で考えたのが野菜市場だったんですけども、この野菜市場を開いても、やはりこの野菜が福島県のだとなかなか売れなくて、わざわざ北海道のほうから取り寄せて売っているということも聞いたんですけども。

○議長（新関善三君） 質問者にお願ひいたします。趣旨がちょっとずれてますので、趣旨を戻すように。

○7番（菅野意美子君） それで、これ生きがいつくりに仕事を奪われるということは、本当に生きがいなくなると同じということで、本当に男の人にとっては仕事なくなることは大変なことなんですよね。そういうのでやはり町として、そういう人たちにも光を当ててなんとか助成とか、そういう考えていただきたいなと私も思えますけど、その点お願ひいたします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

いろんな今回の放射能の関係で、農業の方々については作付けができなくなったりということでのご質問でありますけれども、今のところ基本的には、そういうようなの方々については東京電力への損害賠償の請求というようなことで、まず、お知らせをさせていただいたり、相談をさせていただいた経過がございます。まだ、現実的に野菜を川俣町で作っても放射能の濃度等についても出ないところもあるわけでもありますので、その辺も活用しながらいろいろと農作業の野菜作り等の部分も可能なのかなと思っているところでもあります。また、新たな取り組みとして、川俣町の中で耕作放棄地の部分で作付けがされていない農地について、新たにそういう部分を活用する場合には、農作業にかかる費用等については、補助が出るというよう

なことで推進をされている方もおられますので、そういうような情報もお伝えをしながら農作業等々行われる方については支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（新関善三君） 7番議員 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 町の中においても、本当に9か月経つといらいらとか、そういう精神的な人が多くなりまして、いろんな噂も出てきておりますので、やはりもう少し全町民に対しての今回は講演がありますけど、やはり前向きに生きられるようなやはり情報を発信していただきながら、被災地としてのやっぱり助け合いとか、そういうお互いに励まし合っていくという、こういう精神をやはりもっとこう川俣町の中から作っていったらいいなと思います。そういう点、町長もいろいろ取り組んではいらっしゃると思いますが、そういう講演を通してとか、また、放射能の食品に含まれない、そういう食べ物の講習会とか、そういうものもあるんですけど、そういうのが開催するのも、これからの川俣町にとって重要じゃないかと思います。本当に放射能、放射能ということで、やはり明るく前向きな、そういう生き方ができるようなまちづくりを築いていただきたいなと思います。そういう点で町長の考えをもう一度よろしくお願いをいたします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 菅野意美子議員の質問に答弁いたします。

質問にありますように、被災にあって避難されている方も含めて、その中で前向きに生きられるような施策を取り組んでいけという質問だと思います。先程来、各議員の質問にも答弁しておりますけども、食の安全、生活の安全、健康管理の徹底などについて答弁してまいりましたが、そういったことをしっかりとやっていくことが、避難者の皆さんが安全に安心して、この厳しい状況でありますけれども、生活できていく基礎づくりになっているのではないかと思います。今、そういった施策に取り組んでいるところでございます。また、今、質問にありますように、避難されている方の生きがいづくりにつきましては、先程来答弁申し上げておりますが、仮設住宅、そしてまた一般の借上住宅、差別のないように平等に取り扱った対応をすべきだというような質問であります。私どももそのようなことには最大限気を使っておりまして、順序は仮設住宅をやったりいっぱいありましたけれども、それぞれいっているあれは支給されるものは仮設にはあるけれども、一般にはないというようなことのないように取り計らいをしながら対応をしているところでございますし、また、避難されている方の心のケアなども含めて、これは一般の借上に住んでおられる方についても、保健師なども巡回指導なども図りながら、そういうケアの徹底を図っていくことで取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○7番（菅野意美子君） ありがとうございます。終わらせていただきます。

○議長（新関善三君） 続きまして、8番議員 菅野正彦君の登壇を求めます。

8番議員 菅野正彦君。

○ 8 番（菅野正彦君） 8 番 菅野正彦でございます。この度の一般選挙で多くの皆様のご支援をいただき、当選いたしました。よろしくお願ひいたします。

3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原発の事故による農畜産物の出荷停止や風評被害など、商工業の売り上げ低下のほか、住み慣れたふるさとを離れ、仮設住宅などに避難し、不自由な生活を余儀なくされた計画的避難地域に指定された山木屋地区の皆さんや小さい子どもさんの将来を考え、自主的に避難をしている方、避難はしていないが、計画的避難地域と境界を1つにして不安な毎日を過ごしている小綱木地区や飯坂、あるいは小島地区の皆さんをはじめ、毎日放射能の恐怖の中で生活しているすべての皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。福島第一原発の事故は、国が進めてきたエネルギー施策の1つです。事故を未然に防げなかったのは、地震や津波に対する想定の高さや東京電力の初動捜査のミスも重なった結果、重大事故になったと思います。この事故により私たちの夢や希望は、ことごとく奪われました。東京電力と国は加害者です。私たちは被害者です。当然のことですが、この事故がなかったらかからなかった新たな出費と精神的な苦痛に対する賠償や慰謝料は、すべて加害者の責任で賠償するのが当然であります。これほど多くの方々の命と暮らしを脅かした事故や事件は、戦争以外にはなかったと思います。東京電力や国は、私たちの前に誠意を示しながら賠償に当たらなければなりません。農畜産物の賠償は、特に速やかにすべきだと思います。例えば3月に出荷停止になった野菜などは内払いです。9か月も経っているのに精算の見通しすら示されない中で、年末を迎えようとしております。私たちの怒りは極限に達していることを加害者は知らなければならないことを思います。生活の基盤の除染や健康管理のための全町民の放射能の被曝量検査、子どもを中心とした食の安全対策など、原発事故による様々な問題は、早急に取り組まなければならない課題です。子どもの将来や健康を心配して町外に避難している将来の担い手が、このまま戻れない状態が長く続けば、川俣町の人口減少は更に進み、自治体の存続すら危惧されます。おおかたの国民は、福島原発の事故以来、原子力に頼らないエネルギー政策を望んでおります。今後、日本では再生可能エネルギー推進に向け、数多くのメガソーラー風力発電の事業展開が想定されます。今、日本には54基の原発がありますが、運転中の原発は18基、休止中の原発の稼働の時期は決まっておられません。このままでは将来電力不足は避けて通れず深刻になります。国は代替エネルギー、例えば風力、水力、地熱、太陽光発電など、政策を早急に進める必要に迫られております。そのためには受け皿、例えば川俣町のような地域が必要だと思います。私はこの非常時、すなわちこのピンチを逆手にとって、川俣町が発展する飛躍のときになるよう努力しなければならないと思っております。野田総理は、福島の復興なくして日本の復興なしと言われました。私は、山木屋地域等の復興なくして、川俣町の復興はないと思っております。計画的避難地域の方や自主的に避難されている方が、安心して戻れるまでには相当時間がかかると思います。そこで、私の後援会や私へ選挙期間中に寄せられた悲痛な要望の中から、大きくは1点、希望を持って安心して暮

らせるまちづくりの実現のためにであります。細部4点について、当局の考えを質します。

1 番目、計画的避難地域と境界を1つにしている飯坂や小綱木地域などに対して、段階的な賠償をすべきと考えるがどうかであります。

2 点目、川俣町は太陽光、あるいは風力発電所などの立地に適した地域などがあると思います。国が進める復興、復旧の手段と代替エネルギー政策の1つとして、太陽光、あるいは風力発電所の誘致を国に対して強力に要望すべきではないかと思えます。

3 点目、放射能で苦しめられた地域の電気料を国の責任で無料にすべきだと考えます。電気をエネルギーとする企業が、例えば川俣町に来やすくなります。いずれ東京電力は、電気料を上げるようになると思います。今のままでは、皆さんの我々の血税を湯水のごとくに東京電力につき込まなければならないからであります。

4 点目、国の復興、復旧の手段の1つとして、新たな企業の誘致を国に強く要望し、避難した方に就労の機会を与えるべきだと考えます。

以上のことにより、安定した就労の場所が確保され、将来の担い手はふるさとに戻って来れる。更には、他町からも川俣町に就労の機会を求めてくるようになると思います。発電所からは固定資産税や、あるいは借地料、あるいは土地代など、あるいは固定資産税やいろいろ町に入ってくると思えます。更には、そこに新たな就労の場所も生まれると思います。私たちは発電所の事故で苦しめられております。発電所を設置し、電気料を安くすることで、恩を返してもらおうと思えます。私は国に対し、償いきれないほどの苦痛を与えたのですから、誠意の証として、川俣町の提案を聞き入れるべきだと思います。国は、復興、普及のために何をするか模索中であり、こちらから提案することは先手必勝の秘訣だと思いますが、当局の考えを質します。以上です。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 8 番 菅野正彦議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目、希望を持って安心して暮らせるまちづくりの実現はの(1)、計画的避難区域と境を一つにしている飯坂や小綱木地区の方に対しても段階的な賠償をすべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、去る12月6日に開催されました国の原子力損害賠償紛争審査会において、本町を含む県内23市町村の住民の皆様を対象に、自主避難者及び避難しなかった人の精神的損害と生活費補償等を踏まえ、子どもと妊婦に40万円、それ以外の人に8万円を賠償額として支払いを行うよう中間指針に盛り込むことになりました。このことは、私が議会議員の皆様方から以前より強く要望されておりましたとおり、全町民が被災者であるという認識に立ち、8月の臨時議会においてご承認いただき、町単独で町民一人当たり1万円の見舞金を支給したことも踏まえまして、国、東電へ強く要望してまいりましたことが認められたものでありまして、山木屋地区の計画的避難区域を除く本町の全地域の町民がようやく賠償の対象となったところでございます。山木屋地区

以外の町民も除染や食の安全確保などの原子力災害に苦しんでいるところであり、今回の決定は評価できるものでありますが、今後、迅速な賠償の実施と賠償範囲の拡大など、引き続き要請していく考えでありますので、ご理解を賜りたくお願いいたします。

次に、(2)、復旧、復興の手段と代替エネルギー政策の1として太陽光、風力発電所の誘致を国に対し強力に要望すべきではないかについてのご質問でございますが、去る5月12日、当時の菅直人総理大臣に直接お会いし、原子力災害により住民の健康に計り知れないほどの不安を与えていることをはじめ、農作物、葉たばこ等の直接的な汚染の被害に加え、風評被害などによる間接的な被害も大いに被っていることを訴えるとともに、その対策として、原子力災害の早期収束と再生、復興に関する要望書を行ってきたところでございます。本要望書は、国において、町民の安全、安心と将来にわたる健康を確保するため、また、原発事故の早期収束と山木屋地区を中心とする再生、復興のため、最大限の対策を講じていくよう、喫緊の課題について強く要請してきたものであります。この要望の中には、自然と調和した電力供給を行う地域づくりを目指すため、太陽光、風力などの自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの整備につきましても盛り込んでおります。これらを踏まえまして、現在、策定しております川俣町復興計画におきましても、地域の特性、産業の創出等を考慮し、自然との共生など、環境問題を視野に入れながら、省エネルギーのインフラや送電網などと情報技術を組み合わせた過疎型スマートコミュニティ事業の推進について、検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)、放射能に苦しめられた地域の電気料を国の責任で無料にすべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、鉄鋼業、電子部品産業など、相当量の電気を使用する企業にとって、安価な料金で電気を確保できることは、経営上、大きなメリットとなります。そのため、韓国、台湾では、今回の原発事故や円高など、国内での操業を不安視している日本企業に対して、電気料金が日本の3分の1ということアピールしまして、日本企業の誘致を活発化しているとも聞いております。このようなことを踏まえまして、町といたしましても雇用の場の創出のため、企業誘致を進めることは、復興の大きな柱になると考えておりますし、電気料の無料化が実現されれば、誘致する際の大きなメリットになると考えます。このようなことから電気料の無料化、あるいは太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備してもらい、進出企業等は無償で電気を供給する方法なども考えられないかなど、今後、様々な対応や手法について要望してまいる考えであります。

次に、(4)、国の復旧、復興の手段の1つとして、新たな企業の誘致を国に強く要望すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、山木屋地区におきましては、国の計画的避難区域の指定により、商店、工場などの事業所が影響を受け、休業や移転を余儀なくされました。また、山木屋地区以外の町内におきましても、地震による閉店や風評被害による事業所の移転を余儀なくされた企業もござい

ます。このような状況から町といたしましても、今後、町の復興に向けては、雇用の場の創出が最重要課題であると認識しているところでございます。そのため、国、県に対しまして、計画的避難区域指定によって失われた生活基盤及び経済基盤確立と再生、復興に向け、政府系研究機関の関連部門等や関連する企業等の誘致を図るため、川俣西部工業団地を早急に整備することや工業団地の早期整備と併せ、地域振興に向けた政府系研究機関の関連部門、あるいは関連する企業等の誘致に向け、積極的に支援するよう、野田内閣総理大臣をはじめ国土交通大臣、県知事等に要望を重ねてきたところであります。今後とも町といたしましては、なお一層、国、県との連携を図るとともに、企業誘致について強く働きかけていきたいと存じますので、ご支援いただきますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 8番議員 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 計画的避難地域と境界を1つにしている人たちは、ほとんど農業で生計を立てている人たちが7割方だと思います。そういう方が、やはり一番不安に思っているのは、今、例えば種をまいて収穫時期にそれが実際食べられるのか、あるいは売ることができるのか、もしかすると出荷停止になるんでないのかと、そういう不安を抱えながらそこに住んでいるわけです。そういう中で、小さい子どもさんがいる人たちは、特に子どもの将来を考えて自主的に町外、あるいは県外に避難されて、毎日そんな将来の不安や健康に対する不安、あるいは毎日の生活に対する不安など、抱えきれないほどの不安を抱えている。そういう人たちがやはり紙一重のところ、むしろ山木屋の人たちには失礼にあたるかと思いますが、避難している地域にも、小綱木地区の山手や飯坂の山手、あるいは小島の山手も山木屋よりも低い地域があります。その低い地域よりも高い地域に住んでいる人たちは、言ってみれば7日の新聞に出ていたような、今、町長の答弁にありました原子力紛争審査会が出した追加指針のとおり、それは大変喜ばしいことではありますが、それにしたって今、西白河とか東白河の首長らは、その線引きから外れた地域の人たちも、やはりそういう外さないでそこを賠償してくれと。あるいはその40万円なり8万円をいただけるようにしてもらわなければならない。あるいは、全県下そういうふうにしてもらわなきゃならないと、やっぱり次から次とその境界にいる人たちは、やはりそれだけでは済まない。今回の出したその指針が出たからでは良いということではなくて、更には段階的な賠償をやはりすべきだと私は思いますが、考えをお聞きします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 8番 菅野正彦議員の質問に答弁いたします。

ただいま答弁したとおりでありますので、今後とも国、県の方に強く働きかけをしていく考えであります。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） じゃ1つ目のほうは、その辺よろしく願いいたします。

次に、2番目に質問いたしましたソーラー発電というか、発電所の誘致でござい

ますが、今、全国には既にソーラーや太陽光で先進地域もありますが、私はメガソーラー発電計画と言って、これちょっと読ませていただきますと、新エネルギーとして最もその開発が注目されている太陽光発電、私たち電気事業者は、この発電を更に普及、拡大していくために2020年までに全国に30地点、電力会社10社合計ですが、約14万キロワット太陽光発電設備を設置する。メガソーラー発電計画が公表されています。それは甲子園球場の大きさにして270か所分です。1か所が99個分なんです。そのメガソーラー発電所の1つか2つを川俣町に誘致できないかと私は思っております。それを町長にご提案申し上げたいんですが、どうですか。これもそれこそ先手必勝だと思います。そういう計画が事実、何か所か今、実際、関西電力堺太陽光発電所最終完成予想図などと言ってあるわけなんです、そういうやつでまだかなり残っております。それらを川俣町が手を挙げて、ほかに先駆けていち早く誘致してはどうかと思いますが、町長どのように考えますか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの中で町長のほうの答弁でもございましたが、町としましては国の方針にも再生可能エネルギーの拠点を福島県内に整備したいという方針、また、県の方針でも復興ビジョンの中で、やはりそういった研究施設をはじめ誘致をしたいというふうなことで計画が盛られておまして、町としましても現在、復興計画の中でも検討している段階でございますが、ただいろいろな問題も指摘されておまして、ただいまメガソーラーであります、ある程度広大な面積で、例えばある1つの例でございますと11町歩の中で7,000キロワットの発電をするというふうな、これは企業がやっている例もございますが、ただある程度平坦なところで例えばパネルの傾斜角度でいきますと30度がふさわしいそうではありますが、例えば面積の中で例えば影のできる部分をなるべく少なくするために10度にしようとかとなれば、かなり広大な広い面積が必要だというふうな問題とか、例えば太陽が出ていないときのエネルギーの量と曇ったとき、例えば雪が降ったときはどのくらいになるかとなると、極端な差があるとか、そのエネルギーが安定しない問題等がいろいろございます。それで、町としましても積極的な誘致ということで、先ほども申し上げました総理大臣の方にも要請しておりますので、例えば経済産業省の専門家の方をお呼びして研修したり、今後の問題点を探りながら、どうすれば実現が可能かということで対応してまいりたいと考えていることでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 8番議員 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） いろんなこれを誘致するには専門的なこともあったり、いろんな諸条件をクリアしなければならないことは当然だと思います。しかし、この想定外で起こったこの大災害を普通の考え方では復興なんてできません。本当に地方の自治体が力をどんな結集してもできない。やっぱり近隣の町村と連携を図って、これもきちっとした形でやっていかなきゃならないと思います。できないことをやる

のが、国の責任だと思えます。原子力発電者なんかは言ってみれば、いろんな交付税で飽をくれて、言ってみれば危険なものを国民に半ば嘘をついて、そういうものを設置してきた。そして、こういう惨事を招いたわけですから、やはり今回の復興、復旧のためにはできないことをやるくらいの覚悟で、川俣町は何も遠慮していることないんだよ。国に大いばりで全面賠償の意味も含めて、やはりこれからの日本を建て直すという意味で、そういう中には川俣町も含めた格好でやってもらうという大きな目的に立ってやるしかないのかなと、私は思います。あといろんなことは、私の所管のほうの中でもいろいろ話はあると思うので、3点目、電気料の無料化についてであります。これはやはり今、いろんな意味で賠償、完全賠償を求めているいろいろやっているわけではありますが、やはりそこには誠意が見られないというのが、私だけではないみんなの共通の認識だと思えます。やはり誠意の証として、やっぱり将来に今、はっきり言えることは言ってもらって、やっぱり避難したり、ここに住んでいる方々に多少の希望の持てることをやはりそういうビジョンを示してもらいたいなど。例えば今言ったような電気料を無料化にするなどということは、明日にもやる気なら、いろんな法整備とかいろいろあるとは思いますがやる気になれば、そういうことはむしろ新たなことに手を付けるよりは楽なのかのかなと思うけども、なかなか電力との関係とか、無料にして、その分国はその分は電力会社に負担しなくてはなるわけですから簡単にはいかないと思えますが、何か1つくらい明るい希望の持てる政策をやっぱり1つくらい打ち出してもらいたいなど、こんなふうに思っております。それらについての再度町長に考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

電気料の無料というようなことでございますけれども、先ほど答弁ありましたが、再生可能エネルギーの部分でいろんな復興計画の中で取り組みの中身を入れ込んでいるというような部分もありまして、そういう部分での対応の中では、ある程度電気料の賄う部分についてのお話もできるのかなと思っております。また、町長答弁申し上げたとおり、いろんな再生可能エネルギーについては、国、県の方にも要望申し上げているところでありまして、そのような形の実現になるかどうかまだ分かりませんが、そういう可能性を踏まえてなるような形で要望しているわけでありまして、そのような実現になるよう努めてまいれば幸いです。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 8番議員 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 例えば今の電気料やメガソーラー発電とか、そういうものを国の政策の中で特区に指定してもらうなんてことは、可能でないのかなと、こう思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 8番 菅野正彦議員の質問に答弁をいたします。

復興特区制度ですね、これは川俣町も該当することになっておりますので、これ

はそういった中において、いわゆる特区の制度の中身ですね、税制も含めた、あるいはまた電気料なんかはまだ入っておりませんが、そういった復興特区の制度は最大限活用して、この復旧再生に向かっていきたいという考えは持っておりますので、当然、復興特区の中でのいわゆる町の再生に資するものについては、最大限取り入れながら、この復興計画を進めていきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 8番議員 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 4番目の再質問に移らせていただきます。

企業誘致についてでございますが、先に郡山の橋桁や川俣町の花火など、福島県産のものが例えば各地で風評被害にあっていると。そういう中に本当に企業が来るかと。川俣町で作ったものがほかに行って風評被害受けるんでないかというようなことが、当然、企業は考えるようになると思います。そういうときに、そこに来るメリットがなければ、実際、企業は来ません。そういう意味では、やはり電気料の無料化などをして、電気をエネルギーとする企業は好んでこの川俣町、あるいはこの地域に国の政策で来るということになれば来れると思います。いずれ東京は、電気料、東京電力は上げないと、あるいは国営にするかどっちかにしないと、実際、電力は既に破たん状態にあるわけですから持たないわけですから、そういうことも考えますと、やはり企業の誘致は完全国の責任で誘致していただく。復興、復旧の事業の一環として誘致していただくと、そういうことを強く国に要望活動を展開すべきでないかと、そんなふうに思います。再度町長にお願いいたします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 8番 菅野正彦議員の質問に答弁をいたします。

企業誘致等については当然でありまして、答弁したとおり今、国の方に働きかけをしております。西部工業団地の早期あそこの造成もですね、これは国の責任においてやってくれということで要望出しておりまして、併せてそこに誘致する企業等については政府系関連の研究施設なり、あるいはまた関連する企業を張り付けについて、国、特に経済産業省のほうに働きかけをしまして、川俣町への誘致について要望活動を続けているところでございますので、議員ご指摘のとおり、今後ともそういったことについては緩めることなく要望活動を続けていくことを申し上げまして答弁といたします。

○議長（新関善三君） 8番議員 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） ほとんど私が質問したのは、前向きに町長は進めていただけるようですので、私はここで質問を終わります。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩をいたします。再開は3時25分です。

（午後3時10分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後3時25分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 引き続き一般質問を続けます。

14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。

14番議員 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、今回3点について当局の考え方を質してまいります。

今、福島県は、大震災と東京電力が起こした原発事故によって、大変な苦勞を強いられています。川俣町の町民も放射線を心配しながら生活しています。国の現在の除染対策は、全くでたらめだと言わなければなりません。国は県に丸投げし、県は市町村に丸投げする。被災者が除染をさせられるなど、とんでもない話です。このように原発対策もまともに進まない中で、野田首相は、消費税と社会保障を切り捨ての一体改革、一体改革ではなくてこれはいったい改悪だと私は思っているわけですが、これはこれまでのどんな庶民像で、社会保障改悪にもなかった最悪のものだと言わなければなりません。民主党の公約違反であります。社会保障の財源は、応能負担、負担能力に応じた負担の原則を貫いて確保すべきであります。このように、川俣町民は、原発事故から全然改善されていない中で、社会保障の負担増や消費税の増税、TPPによる農業破壊など、二重三重の負担が襲いかかってくる。このような中で川俣町の住民の暮らしをどう守っていくのが当局に課せられた大きな課題だと考えているわけであり、全面除染を具体的には第1点、全面除染を進めようという問題であります。全面除染を県は一戸建て上限70万円としているが、上限を決めるのは誤りではないかと私は考えます。町は、これで完全に除染ができているのかどうか。また、この除染対策にしても、もっともっと速めなければならないと思います。県が出した上限70万円というこの金額にしても、今頃出しても4月からさかのぼって補償するということまで出しているわけですから、そうだとすれば、町はもっとスピードある対応をしていけば、国が、県がということで、上ばかりを見ているのではなく、もっと足下をきちっと見定めた除染対策を進めなければならないと私は考えているわけであり、原発事故の発生源に一番住み続けている町ですから、それだけに住民の精神的損害は大きなものがあります。この心配を少しでも減らしていくためには、具体的行動を起こしていくことが大切になってくると思います。川俣町全町の除染はどのように進めようとしているのか。

町の動きを待って、待てないと自宅を除染する人や、どのような対応をしようとしているのか。

また、家屋の除染に当たっては、当然今、老人世帯が多いわけですから、やろうとしてもできないわけですから、とすれば、業者に依頼しなければならないわけですが、それらの財政支援をどのように考えておられるのか。

線量の高い側溝の除染は、いつまで終わるのか。これら除染にかかった費用は町がまとめて東電に賠償すべきと考えているわけですが、どのように考えているのか、こ

れらについて当局の考えを質していきたいと思う次第であります。

2つ目の問題は、固定資産税の減免を求める問題であります。川俣町は、全住民が被災者だと認定して被災証明を発行し、全住民に見舞金を配布します。このことは、私は高く評価しているわけでありまして、町がいち早くやった、あとから国も今度は補償せざるを得なくなって補償するということを出してくるわけですから、これはやはりもっともっと国や県を具体的に町が動かしながら取り組む必要があるのではないかと思います。しかし、原発事故によって被害を受けたものは、人間だけではありません。土地、家屋、田畑、山林など、すべてのものが放射能に汚染され、元のように使えなくなってしまっています。これらの固定資産税を半額にし、残りの半額は東京電力に損害賠償を求めていく、このようなもっと積極的な考え方に立てないのかどうか、町当局の考え方を質したいと思う次第であります。

3つ目の問題は、ある面では小さい問題ですが、こういう発想に立てないので私はあえて取り上げるわけですが、火葬場の対応改善を求めるという問題です。火葬場の炉の故障により、火葬業務ができないという声が寄せられます。現場に行ってみると、火葬場、炉が壊れたということで火葬ができないというふうなことをいって町は町民に言っているわけですが、現場に行ってみると、炉の故障ではなくて台車に変形して炉に入らないことであります。これは当然です。鉄でできているわけですから、焼かれば鉄は延びたり縮んだりしますから変形もします。人間の死亡というのが時期を選べないということであるならば、どのようなときにも対応できる準備をするというのが普通の人間社会の常識なんです。恐らく役場職員が乗っている車で、いつパンクするか分からないからスペアタイヤを用意しているんだと思うんです。なぜ、火葬場の台車をもう1台備え付けておかないのか。台車に変形して使えないときには新しい予備の台車を使えば、何もそんな住民に苦勞をかけなくても済むわけです。特にこの火葬場の台車というのは、耐火レンガを使ってますから、今耐火レンガは恐らく川俣町で使っているところはほとんどないと思います。だから、スペアもないんですよ。そうだとすれば1台台車のスペアをちゃんと備え付けるくらいのことを町はすることができないのかどうか、これをやるのが財政法上何か支障があるのかどうか、それらの点について質して起きたと思う次第であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員のご質問に、答弁をいたします。

はじめに、第1点目、「全町除染を進めよ」の(1)、全町の除染はどのように進めようとしているのか。」についてのご質問でございますが、先にご答弁いたしましたように、本年中に除染計画を策定し、除染を進めていくこととしております。この除染計画は、国が平成23年8月30日に公布、平成24年1月1日に全面施行される「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に対する関する特別措置法」に基づき策定する計画であります。

この法律に基づきまして、山木屋地区は国が計画を策定の上、直接除染を実施し、

山木屋地区以外の地区は町が除染を実施することとなります。町では、除染の進め方としまして、放射線量の高い地区を重点除染地区と位置づけ優先的に除染を行い、併せて高校生以下の子どもや妊婦の方が生活している住宅、及びその住宅につながる未舗装道路、公共性が高い施設、局所的に線量の高い地点等についても優先的に除染を実施することとしております。

次に(2)「町の除染を待てずに、自宅を除染する人には、どう対応をするのか。」についてのご質問でございますが、先の答弁でも申し上げました除染計画において、除染費用については全額国庫の支出金を充てて計画していますが、既に除染が完了している所の除染費用については、現時点では国、県より明確な提示がないため、当面、東京電力への請求となると考えられます。また、今後、既に完了した除染費用について、提示があった時点で広報「かわまた」、災害広報紙等を通じまして、周知したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に(3)、「屋根などの除染は業者でないと危険だ。何か財政支援は考えるのか。」についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、家屋の屋根などは、危険が伴う高所の作業であります。専門的な技術を要する場合も想定されるなどのため、全面的に委託業者へ依頼し実施することとしており、それに要する財政的負担についても、全額国庫負担で実施してまいりたいと考えております。

次に(4)、「線量の高い側溝の除染はいつ頃終わるのか。」についてのご質問でございますが、これから策定します除染計画におきまして、側溝、町道等の除染については、重点除染期間として2年以内の実施したいと考えており、その中でも線量の高い地点については優先的に実施してまいりたいと考えております。

次に(5)、「除染にかかった費用は町がまとめて東京電力に賠償請求すべきと考えるがどうか。」についてのご質問でございますが、先ほど、13番 石河清 議員の質問におきまして答弁しましたとおり、現在のところ、福島県内における除染関連事業に係る財政負担につきましては、国よりの支援金を県民健康管理基金に積立し、その基金より市町村の除染計画に基づき市町村へ交付されることになっております。関係都道府県へ配分した除染費用については、国が東京電力へ求償することとなっております。除染費用につきましては、国、県の支援制度の対象にならないものが生じた場合については、町が直接、東京電力への求償となるものと考えております。

次に第2点目、「固定資産税の減免を求める」の「固定資産税を半額にし、残りの半額は東京電力に損害賠償を求めるべきと考えるが、どうか」についてのご質問でございますが、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産、いわゆる課税客体の資産価値に着目して課税されるものであり、一般的に固定資産の減価は、利用阻害の程度と市場性の減退の程度の2点で判断すべきものとされております。今般の原子力災害が土地価格へ与える影響につきましては、放射性物質による影響が確定していないことや、土地利用の回復状況、市場性の程度が把握できていないこと等により、定量的に把握することは困難な状況にあり、県の諮問により県内各市町村の基準値価格を承認する、県固定資産評価審議会におきましても東日本大震災と東京電力第一原子力発電

所事故の影響を加味していない基準値価格を答申したところでございます。東日本大震災等の影響を反映した評価額は、来年2月ごろに開催されます、次回審議会に諮ることとなっておりますので、町といたしましては、その動向等に注目してまいる考えであります。

なお、計画的避難区域である山木屋地区の固定資産に対する固定資産税のうち、土地及び家屋分につきましては、12月7日可決成立いたしました地方税法の改正により、平成24年度分は、23年度に引き続き課税を免除する扱いが可能となったところであります。

次に、3点目の「火葬場の対応改善を求める」の「予備の台車を1台用意すれば、火葬できないなども事故を未然に防げると思うがどうか。」についてのご質問でございますが、10月から11月にかけて、棺を火葬炉に入れるための台車に変形したため、炉内に入りにくかったことや、火葬炉バーナーの不調により、火葬の実施が円滑にできなかった事象がございました。そのため、10月6日に台車購入の準備を開始しましたが、実際に納入されたのは、11月6日でございます。この間、10月19日には2号炉を休止し、10月29日から31日の3日間は、機器修繕のため火葬業務そのものを休止した経過がございました。11月1日には2つの炉のうち1つの炉のバーナーが点火せず、ご遺体を別の炉に入れ直ししまして火葬をした事象も発生しております。11月6日には2号炉台車が納入され、調整作業を行い、11月11日において火葬の受付を通常態勢に復帰いたしましたところでありますが、この間、ご利用の皆様にはご不安、ご心配をおかけしましたところでございます。深くお詫び申し上げる次第であります。このような経過を踏まえまして、ご質問の台車の予備を備えておくことにつきましては、ご指摘のとおり危機管理上重要なこととございますので、早急に対応してまいる考えであります。今後も火葬場は人生の終焉においてなくてはならない施設であることを肝に銘じ、維持管理の徹底に努めてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 14番議員 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 何点かお尋ねしたいのですが、結局全町の除染をどう進めようとしているのかということについては、もう原発事故が起こってから9か月にもなるんですよね。原発事故については、結局は除染以外に手だてがないというのはもうはっきりしているわけです。それが町独自でやはりどうすれば早く進むかという検討がなされないまま、ただ、国や県だけを仰いでいる。これでは原発事故の最前線に立っている町としても取り組みとしては、いかななものかと思うんです。もっと国や県に対しても、もっと積極的にやっていたら、国や県はどんどん、東電に至ってはとにかく事故経過をいくらでも過小評価して、金を出さないことにだけきゅうきゅうしているという姿は誰の目にも明らかじゃないですか。それでは、ここに済んでいる住民の幸せは守れないと思うんです。だから、国や県がどう動こうと、川俣の住民にとっては、まず、この川俣の町に帰ってきてもらう、避難した人がまず

帰ってきてもらうためには、除染以外の手だてはないんですよ。誰が考えたって。だとすれば全町除染を一日も早くどう進めるかという手だてを私は取るべきだと思うんですよ。何も来年にならなかつたら計画が「できません」でなくて、もっと積極的に必要な除染はみんなで業者を頼んででもなんでもやってくださいと、経費は全部町に請求してくださいと。そうすれば何にもこの法律ができるの、できないのと言っている必要はないんですよ。そういう腹はないのかどうなのか、一刻も早く、これね、2年以内でやりますとか、3年以内でやりますなどと言っていたんでは、避難した人は帰って来れませんよ。中学生だったら2年も経てば高校に入ったら帰って来ませんからね。学校の移転が大変なんですから、そういうことを一つひとつ考えるならば、一刻も早く時間との勝負なんですよ、この放射線事故なんていうのは。一刻も早く除染をすればそれだけ人体に対する被害だって少なくて済むわけですから、法律ができません、国ができません、県が動きません、こんなことでは本当に本気になって住民の健康を守る立場に立っているのかどうなのか、法律や制度ではなんぼ立派な法律や制度ができて、健康は阻害されるんですよ。だから、一刻も早く除染する。側溝の除染なんか2年もかかりますというのは、これでは一番放射線量が高いのは側溝でしょう。そこをどう上げるかということ抜きに下げる手だてはないというのは、町の中なんかもう明確でしょう。それを2年もかかりますと言われたんでは、これはなんぼ、だったら詐欺行為ですよ。住民の皆さんには通学路を除染しなさいと言って水で洗わせておいて、流れた側溝はそのまま2年も放置しますといたら、何のためにやったんですか。これはやはり私のように法律も何も分からない、放射線の内容も分からないからこんなことを言えるのかも分からないですが、除去できるものはすぐ除去しなくちゃだめでしょう。町民全部で春になれば側溝上げをやったんでしょう。それを原発事故があったからと言って中止して、それを更に2年かかりますという話はないでしょう。全町民の協力を受けて側溝上げというのは毎年春にやっていたんですよ、川俣の旧町内なんか。これを業者に渡したらいいでしょう、そっくり。除染業者に。全部上げてください。消防団と町民で我々全部1日でやっちゃったんですよ、全部。全町内の側溝上げは。原発は起こったからと言ってね、2年間そのまま放置しますといたんでは、通学路をまず安全な状態にしましょうと言っておきながら、通学路の脇にはみんな側溝あるんですよ。その側溝は放置しておいて、この考え方はとても理解できないんで、もっと迅速な対応できないのかどうか質したいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

議員お質しのおりだと思っております。線量の高いところは、やはり早急に実施をすべきということで考えてございます。ただ、どうしても高いところから低いところに水が流れるとおり、やはりその低いところをやってまた上のほうをやったときに下のほうにまたたまってくるというふうなこともございます。そういう部分は十分状況判断をして、もちろんその高いところを除染するにはどうしたらいいかということも逆に考えて、そのために高いところから低いところということで、一部その時間

的な部分等々もあろうかと思えますけれども、特に議員お質しの線量の高いところについては、重点的に実施を早期に行うというようなことで実施をしていきたいと考えております。また、ありました町独自で積極的にやるべきだというようなご提言も、ご質問いただいたところでもありますけれども、そういう部分の場合はどうするのかというようなことも、よく調整をして、町独自でもできるのかどうなのかというようなこともいろいろとやってまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 14番議員 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町独自で側溝整備できるのかどうなのかということを検討するのですが、側溝清掃というのは、とにかく毎年やっていたことですよ。それをやればいいんですよ。ただ、今、それをやるに当たってもいろいろ制約あると思いますよ。本当に若い人やなんかにやらせることが適切なのかどうなのかとか、なんかというものはあると思うんです。町民が高く放射線で汚染されたものを側溝から上げることが適切なのかどうなのかという、こういう問題だけです。側溝清掃できないなんかいうことはないでしょう。町独自でやる場合、どういう考えがあるのかと申して、今まで県や国の許可を得て側溝清掃、春の側溝清掃やった歴史あるんですか、ないでしょう。現実にあの国道なんかについては県が今やっているわけでしょう。何で町道やなんかでないんですか。やることにはなんの障害もない、やる気があるかどうかの問題だと私は思うんです。せつかく住民の皆さんが、町長は仮置き場が決まるまでやらないでくれといっているにもかかわらず、議会の場でいっているんですから間違いはないですよ。やってるんでしょう、90何か所。それにどう応えるかということになれば、まずはいちばん高いところ、絶対高いんですから、側溝は。それを取り除く。今、原子力対策課長が言っているように、高いところをいち早くやるのが正解だと、これは当然。いちばん高いのは側溝でしょう、誰が見たってちゃんと分かっている。それをいち早くやはり除去をしてどうするかということを考えなければ、住民の安心なんて考えられないでしょう。いくら通学路ですと掃除したって、その通学路の脇はとにかく側溝あるわけですから、その上を子どもたちは毎日通っているんですよ。いち早く手だてを打ってもらわなくてはならないと思うし、どういう方法があるかなんか、今から考える、建設課と相談してやるとかなんかということをやれば、これは簡単に出来る、町内でやろうとしないからダメなんです。だって、側溝清掃なんか今まで建設課と保健福祉課と、あとは消防の協力を得て今までやってきたんでしょう。県や国に相談してやったことなんかないでしょう、今だから。そういう立場に立てないのかどうなのかですよ。

○議長（新関善三君） 答弁、原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

側溝の土砂上げということでございますので、そのへんについては、先ほど申し上げましたいろいろと検討課題もあるということで答弁をさせていただきましたが、確かに国、県の部分ではなくて、町道でありますから、町道の部分については町のほうの管理でありますので、町で上げるということであれば可能かと思えますけれども、

ただ、私がちょっと危惧させていただいたのは、たまたまその側溝についても下流が国道だったり、あとは河川ですと1級河川の問題があったり、というようなことになりますと、もうちょっとこうあったものですから、そのようなことで答弁をさせていただきますが、議員お質しのとおり、線量の高いところをまずやるというのは、これは当たり前でありまして、そのような形で早急にできるような計画を立てて、町で処理する方向で進めてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 14番議員 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 線量の高いところ、いち早くやはり除去してもらい、除染することなので、それは是非急いでもらいたいと私は思うんですが。

それから、住宅や宅地ですよ。これを急がなくちゃならないと私はちょっと一貫して考えているんですが、これはもう危険な屋根やなんかはこんな除染のためにおっこってけがした何かといったら大変ですから、業者やなんか頼む。だとすればこれはもう国や県がこういう形でやりなさいといったら、業者も何も忙しくなるんですよ。頼めなくなっちゃいますよ。だから、川俣はそういうことが起こる以前に先取りして、もう家屋や宅地の除染は業者頼んでやってくださいと、声をかければいいでしょう。かかった費用は全部町に持ってきてくださいと、あとで県に請求して、それは処理しますということを一早くやはり住民に知らせて、県の方針が決まったらこうこうで知らせますなどという、そんなことをなったら、もうこれは福島市や伊達市も全面的に始まってからは、川俣に来てくれる業者なんかはなくなっちゃいますよ。そのことを考えれば、こういう小回りのきく町だから、いち早く県や国の方針が決まる前でもまずは。だって、全部県に請求するんです、東電に請求するんではないかと言っているわけだから、だったらいち早くそれは動き出したらいいでしょう。それで町がちゃんと負担するなり何なりして、あとちゃんと精算は県と国と間でやるということにしておけば、これは一日も早くとりかからなければならない問題だと思いますよ。だから、そういう点では、ほかが進まないとかなんかって、何もこんなもの、ごみを片づけるのに時期を待たなかったらだめだなんていう話はないわけですから、一刻を争ってやはり汚染物は除去するという立場に立てば、これは住宅やなんかだってできるだろうし、ましては県の基準で言えば、外壁の除染の実施の場合70万円、外壁除染しない場合は60万円なんですけど、こんなことでできるわけないと私は思いますよ。外壁除染、2階建ての外壁除染する人の足場組まなくちゃできないでしょう。足場10万円ぐらいで組める足場なんかはないですよ。もっとも体育館の組んだ足場はあれはずいぶん安かったようですが、その比率では恐らくできないと思いますから、10万円では恐らく2階建ての足場は組めないと思います。だとすれば、こういうものをきちんとやって、それでは制度的にだめですよと、町から上げていかないと改善されないんですよ。だから、そういう点でもまず町民にやはり除染やなんか、恐らく個人ではなかなかできない問題でしょうから、業者やなんかに依頼してやるんでしょから、そういうことをいち早く流して、それで実施に移させるという考えがあるのかどうなのか質したいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

議員お質しのとおりで思っております。大変福島県内全部始まりますと、本当に業者等がいなくなってしまうと、川俣町のほうに回ってくる分の、発注してもなかなかいかないという部分も大変あるかと思えます。そういう部分も踏まえましてやはり早急に除染のほうを進めるべきだと認識をしております。そのようなことのできるように段取り方、計画、いろんな部分で対応していきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘議員。

○14番（遠藤宗弘君） 全く原子力対策課ができて即こういう問題が持ち込まれて、非常に迷惑だと思うんですが、やはりこれは原子力対策課だけの問題じゃなくて、やはり私は町長の姿勢だと思うんですね。町長が国や県の言うことを、まず決まらないうちはできませんと言っていたんでは、これは町の職員、早く安心した町に住ませたいという願いは、恐らくみんな職員の方々持っていると思うんですよ。それはあとは費用の問題については、責任を持つからまず進めろという、こういう姿勢を町長が発しないと、これはなかなかできないんだと思うんですよ。予算。これは予算も何も組んでないんですから、確か今の段階ではできないと思いますよ。けども、そういうことを超越した形でも対策を打っていかないと、これは本当に原子力対策課で言っているとおりですよ。全県一斉にやったら業者なんか来ませんよ。だから、いち早くこれはそれこそ町長がね、いろんな手だてを打ってでも財政的なものまで含めて早くから、明日にもやはり取り組むような手だてをやはり取ってもらいたいと思うんですよ。議員の皆さん、そのことに異論はないと思いますよ。誰も。私も含めて、町長、そんなごまかしやっているのはおかしいとは言いませんから、これは本当にそれは急いでもらいたい。あとでやろうとしたけども、業者は全然ありませんなんていうことになって、5年もかかるということになってしまいますよ。恐らく今、盛んに宣伝しているのは、高濃度のところだけです。大波にしても伊達だって福島だって高濃度のところがテレビに映っているから、川俣なんにもやらないと言われてるわけだから。低線量のところをまず川俣いち早くやってくださいよ。全県に先駆けて。低線量。山木屋は黙っててもやるわけですから、国は。まずは低線量の中心街から始まって、そうすれば川俣なんにもやらないなんて言われている必要ないんですよ。いち早くやりましょうと、言われるような態勢をまず取ってもらいたい。そういう点では原子力対策課には予算がないわけですから、予算の措置も含めて町長がそういう姿勢に立ってもらいたいということで町長の考えを示してください。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 24番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

大変力強いご意見ありがとうございます。そういうことで基本的には同じ立場であります。具体的に申し上げますと、私は、この除染については国のほうに申し上げましたのは、基準をどこにするんだということを何度となく言っていました。20

ミリシーベルトから3月で5ミリになった。そしてその1ミリという、1ミリでもその1ミリというのはなかなか先ほど質問ございましたように、時間にしますと0.2から0.3マイクロになるんですね。ですが、そういったことは現時点から言えば、川俣町だけに限らず大変厳しいことがあるわけです。そのことについては、最終的には大臣のほうからは、追加線量の1ミリですということを示されました。ですから、既存にあるものに足した1ミリですから、1.5とか、あるいは1.6ミリくらいのあるんですね。そういうことでそれは確認しました。今回1ミリということで、以下に目指すんだということが管内にそういうことでの周知がなされたわけでありまして。その除染の方法なんでありまして、これについても先ほど言われておりますが、私も早くやりたい思いでございました。でも、その具体的にその除染の手法について、いわゆる計画的避難区域は今度ようやくモデルでやりますが、その前に特別、具体的には大波とか南相馬市とか富成とか、そういったところやっております。そうすると、なんで川俣やらないんだということを何度となく言われております。その手法をやって、例えば200万円もらえるんだから、もらって200万円くらいでできるんじゃないかと新聞発表になってました。200万かかった、100万円かかったということでありましたので、しかし、そういったこともある程度の線を基準を示して欲しいと、予算の都合もございまして、また手法も含めてありました。そんなことで今に至っているんでありますが、しかし、質問にありましたように、私は今回の除染計画の中では、先程来答弁してありますとおり、線量の高いところ、あるいはまた子どもさんとか妊婦さんのいるところ、また生活が1人暮らしとかなんかということ、そして今、ありました線量の高いところについては、十分モニタリングをして優先的にやっていこうということ考えて取り組んでまいります。今般、いろいろとご指摘ありましたように、94か所の通学路等も含めた除染をさせていただいてました。これも本当に地元の皆さんのいろんな話し合いを何度となく深めて対応してもらいまして、これは川俣町以外の市町村ではなかなか進まないんでありますが、川俣はそんなことで動いたということで、私は本当にありがたく思っているんでありますが、しかし、今指摘ありますように、でも、それだけじゃないでしょうということはそのとおりでありますので、私も今、言われましたように、予算措置も当然含めまして、必要なのができればすぐ臨時議会も開催して認めてもらいますが、そのようなことで専決というような話、今ここではあれですが、とにかくこんなことを言っただけではなんでもありますが、今回70万円と言っただけですよ、じゃそのほかどうなんだと出るんですよ。そういうことは同じです。では、物置のほうはどうするんだいと、川俣町で5500世帯あるんですけども、山木屋を除いても4,000は少なくともあるわけです。しかし、それは住宅だけじゃなくて物置からいろいろあるわけです。私はそれもやらなくちゃならないと思うんであります。ですから、これは当然専門的でありますので、今あの福島の方でも県庁で何回となく講習会をやっても満杯なんです。町といたしましては、今度あの県のほうから来てもらうようにいたしましたから、それで川俣町のいわゆる建築業者さんなり土木業者さんなり、今は受けてない方に、あるいはあまた清掃業者

さんなりに、あるいはまたそうでない方々も含めて呼び掛けをして、川俣町でその講習会を開催していただく今段取りをしております。そういったことをしながら、危険なところについては、これは当然委託してやってもらいますし、また、自分たちで自分の庭とかなんかはやり方などについていただければ、それはやれると私は思っておりますので、そういったことも含めながら川俣町の全体の除染計画を早急にとりまとめて対応してまいりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。質問にある趣旨については、私どもも担当者も含めてそのようなことは同じく思っているところでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 14番議員 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町長が進めるということですから、これは進むものと私は思います。予算の問題については、専決でもいいとかということもありましたが、それも含めてそれは我々全面的にこれは除染問題については異論はないわけです。

次に移させていただきますが、次は固定資産税の減免の問題なんですが、確かに固定資産税ね、放射線で汚れたから下げるということは日本ではやったことないんだと思うんですが、ただ、いってみれば山木屋地区は放射線に汚れて追い出されたからこれは取りようがないということなのかも分かりませんが、これだってそもそもの原因は放射線でしょう。だとすれば放射線に汚されているのは、この辺だって全部同じなんですから、それはやはりきちっと対応する必要があるんだろうと思うんですよ。法律がないからできませんではなくて、法律は作ってもらいたいんですと。我々の町としては、こういう手だてを取りましたと、だから国は補償してくださいというぐらいの積極的な手だてを打ってもらいたいと思うんですよ。例えば川俣だと山木屋地区については固定資産税は全面免除ですよと、その隣の地区はなんの免除もありませんよというの、恐らくこれは通らない話なんですよ。川俣がそういうふうに踏み出さない限り、福島市が踏み出すということはできないと思うんですよ。川俣、なんにもやってないのになんで福島だけやるんだと、放射線量高いからだという論理もあるかも分かりませんが、川俣だってあるわけですから、だから、そういうことを国や県を動かすんだと、住民の利益を守るために国、県に動いてもらうんだと、そのために最前線にある川俣がいち早く手を挙げて、やはり東電に請求するんだというぐらいの積極的な住民を守るという立場に立ってもらいたいと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

固定資産の減免を求める質問でございますけれども、今ありましたように、積極的に国のほうに訴えるべきだということでもありますので、訴えてまいります。山木屋地区、計画的避難区域の減免についても、4月の時点で国のほうに強く働きかけをしてまいりました。その結果、そんなことになった経緯もございます。もちろん、川俣だけではありませんけれども、そのようなことで対応が動いたということもございます。

今般、質問にありますように、山木屋を除いた地区について、町内においても固定資産2分の1、あるいはそれを何年間にするかとか、そういったことについても今、賠償のやつがようやく動き出したところでございますけれども、それぞれ事業者にとっても、あるいはまた一般の生活者にとっても、この放射能の汚染の被害は非常に大きなものがあります。そういったものは生活で使用しているもの、あるいは事業で使用しているものについてもやはり対象とすべきだというような考えに立つて国のほうにも要望をしていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 14番議員 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 固定資産税については、町長が頑張るということでおりますんで、ぜひこれはいち早くやはり実施に移してもらいたい。自動車税なんかは今頃送ってすぐに納めろなんか県がいつているわけですから、それにならうならば、今からだって減免手続きは打てばそれでもいいんだろうと私は理解しているんです。県の姿勢をちゃんと見ていけばね。だから、それはそれでいち早くやはり手を打っていただければと思うんですが、それであともう1つ3番目の問題で、火葬場の問題ですが、やはりこれ欠かせないものですから、やはりそういう発想の問題だと思うんですね。なくてはならないものだったら予備を揃えとかなんかという考え方なさないで、1か月も火葬場が片肺飛行で動かなければならないということで大変な苦勞をやはり住民、まして川俣今、多いですからね。ほかから来ている人もいて利用しているんで、だから、こういうものについては、やはり予備を揃えるというのは、普通危機管理の常識なんですよ。電気消えたとき大変だから乾電池を予備に買っておくべなんていうのと同じですから、だから、火葬場なんていうのは本当に特殊な耐火レンガ使って設置するために、作業もなかなか、恐らくこの台車を造ってくれといっても川俣の業者さんでは引き受けるところはあんまりないと思うんですよ。だから、それだけに、でもバーナーやなんか川俣精機で今までもずっと修理やなんかやっていたんですが、何も不思議でない全く同じバーナーなんですから直せるわけですよ。けども、感情的にやはりやりたがらないという性質上、だからこの値段も高いんだろうし、物もなかなか入らないということもあるんで、これは実際私も炉の裏もいろいろ何回も見せていただいているんですが、台車1台くらい置く余裕は十分にあるんですよ、あの炉の裏に。だったら置けば変形したときには取り替えてちょっと調整すればあれはレール回すだけなんですから、あとはもう1つ問題になるのはベアリングが焼けてだめになるという、これ当たり前のことですよ、焼くんですから。そういう点で役場の危機管理という観点でもうちょっとやはり考え方を融通の利くような執行ができないものかどうかについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

台車の管理、お質しのとおりでありますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、早急にその現状の確認はしているんであります。で、その今言われますように、専門のメーカーがだんだん少なくなっている関係もございますので、早めに対応でき

るよう取り組み考えでおります。また、管理についても今、場所の確認などもさせていたんでありますが、事業に支障の内容にいていかなくちゃならないことはもちろんでありますので、総体的にその辺も含めて検討しながら、早急な対応を図りますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 14番議員 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そういう点で、住民が安心して暮らせるまちづくりをお互いに進めていきたいということで私の質問を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日13日火曜日は、午前10時から常任委員会を開催いただき、付議、付託議案等の審査をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時14分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 副議長 齋 藤 博 美

同 署名議員 高 橋 道 也

同 署名議員 菅 野 清 一